

大熊町 第二次復興計画

～「避難先での安定した生活」と「帰町という選択肢の構築」を目指して～

(中間報告)

平成26年12月

大熊町

| | |
|---|----|
| 大熊町第二次復興計画の策定にあたって | 1 |
| 大熊町第二次復興計画の構成 | 2 |
| 1. 第二次復興計画検討にあたっての考え方 | 3 |
| (1) 基本方針 | 3 |
| (2) 第一次復興計画策定後の主な環境変化 | 4 |
| (3) 今後想定される主な環境変化 | 4 |
| 2. 第二次復興計画の理念・方向性 | 6 |
| (1) 理念 | 6 |
| (2) 第二次復興計画期間において実現を目指す姿 | 7 |
| (3) 行政拠点の配置とコミュニティ拠点形成について | 7 |
| (4) 町土復興に係る基本方針 | 10 |
| (5) 各時点における目標 | 14 |
| 3. 計画期間中に取り組む施策・事業の体系 | 15 |
| 4. 「町民生活の再建支援」「町土復興」に資するリーディングプロジェクト | 25 |
| (1) 暮らしの快適性向上プロジェクト | 26 |
| (2) 大熊町の次世代育成プロジェクト | 29 |
| (3) ふるさととのきずなプロジェクト | 31 |
| (4) いわき出張所機能拡充プロジェクト | 33 |
| (5) 大川原を起点とした町土復興プロジェクト | 35 |
| (6) 安心・安全なまちづくりプロジェクト | 37 |
| 5. 計画実現に向けて | 40 |
| (1) 各施策・事業を推進する上で重要な事項 | 40 |
| (2) 各主体への要望事項・連携して実施する事業 | 42 |
| 6. 今後の検討課題・留意事項 | 45 |
| (1) 大きな環境変化を伴う要因への注視（外部要因） | 45 |
| (2) 第二次復興計画を推進するにあたっての体制・マンパワーの確保（内部要因） | 45 |
| (3) 今後の検討課題・留意事項 | 46 |

大熊町第二次復興計画の策定にあたって

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から間もなく4年を迎える中、依然として多くの町民の皆さまの生活再建の見通しが立たない状況が続いております。そのような状況の下、大熊町は平成25年度に「大熊町復興まちづくりビジョン」を策定し、線量予測に基づいたこれからの町土復興の考え方を整理しました。

一方、避難生活の長期化が見通される中、今の町民の皆さまの暮らしや希望を支える取組がますます必要になっています。そのため、大熊町は、「大熊町復興まちづくりビジョン」を踏まえつつ、「避難先での安定した生活」に資する生活再建支援策と、将来的な「帰町という選択肢の構築」の実現に向けた施策の両方を視野に入れた「大熊町第二次復興計画」を策定することとしました。

第一次復興計画が策定された後も、中間貯蔵施設・東京電力賠償の第四次追補など様々な環境変化があります。中間貯蔵施設については、9月に福島県が受入れの表明を行ったため、大熊町としてもこれを重く受け止め、地権者説明会の実施を了解しました。その一方で、国からは、「新生・浜通り」の実現に向けた「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想（平成26年6月）」や、大熊町の復興に向けた考え方を示した「大熊・双葉ふるさと復興構想（平成26年8月）」が発表されています。これらの構想では、国を挙げて浜通りの復興を推進することや、大熊町の復興計画を踏まえつつ大熊町の復興を強力に推し進めていくことが示されています。

大熊町は第二次復興計画の策定とその推進を通じて、町民はもちろん、国・県・事業者の期待に応えうる「原子力発電所事故からの復興の先導役」となり、町民の皆さまの暮らしと、町土・双葉郡全体の復興を牽引していくことを目指していきたくと考えております

なお本計画は、現在生じている環境変化を勘案するとともに、町民の皆さまの声や、復興計画検討委員会の委員の意見を踏まえつつ、次の10年程度を展望した町の方向性や施策をとりまとめたものです。しかしながら、町が真の復興を果たすためには、町民の皆さまのご協力や自発的な行動が必要不可欠と考えております。本計画の検討を進めた復興計画検討委員会においても、事故から相当の歳月が経過する現在を見据え、「町民の意識変革を進めるべきこと」「町民も自ら考えるべきこと」といった論点が提示されています。

町としては、本計画を指針としつつ、引き続き、町民の皆さまの参画を得つつ、「避難先での安定した生活」、将来的な「帰町という選択肢の構築」の実現と、大熊町の復興に向けて、全力で取り組んでまいります。



大熊町第二次復興計画の構成

1. 第二次復興計画検討にあたっての考え方

- 「大熊町第二次復興計画」策定にあたっての基本的な考え方（計画期間・計画の対象・捉えるべき環境変化・施策の実施主体など）を整理。

2. 第二次復興計画の理念・方向性

- 第二次復興計画が掲げる「避難先での安定した生活の支援」と「帰町という選択肢の構築」について説明するとともに、「計画期間において実現を目指す姿」と「行政拠点・町民コミュニティ形成」及び「町土復興に係る基本方針」を整理。

3. 計画期間中に取り組む施策・事業の体系

- 「町民生活再建支援」と「町土復興」の2つを柱として、町民ニーズや役場の課題認識などを基に、計画期間中に取り組む施策・事業を洗い出すとともに、推進スケジュール等を整理。

4. 「町民生活の再建支援」「町土復興」に資するリーディングプロジェクト

- 個々の施策・事業を、一体的・効果的かつ着実に実施していくため、先導的なプロジェクトとして6つの「リーディングプロジェクト」を設定。

5. 計画実現に向けて

- 計画を実現するために重要な事項や、外部主体（国、県、民間事業者等）との連携の方向性等を整理。

6. 今後の検討課題・留意事項

- 第二次復興計画の施策・事業を推進していく上での検討課題・留意事項を整理。



1. 第二次復興計画検討にあたっての考え方

(1) 基本方針

第二次復興計画においては、以下に示す5つの考え方を基本方針として、計画の検討を行っていきます。

① 計画期間 ～ビジョンは“長期目標”、第二次計画は“足元重視”～

復興まちづくりビジョンを反映しつつ、今後10年程度において取組む施策・事業を整理する。

② 計画描写の対象 ～大地への言及もするも、重点対象は“人”～

第二次復興計画は、「町民生活再建支援」「町土復興」の2本柱とし、「町民生活再建支援」に資する施策・事業検討により力点を置く

(注) 第二次復興計画の対象者は、「東日本大震災発生時に大熊町民だった全ての人及び事業者」とする。

③ 環境変化の反映 ～影響大の変化の取り込み～

第一次計画策定後の政策動向（中間貯蔵施設、第四次追補等）及び国・県・周辺自治体等の施策展開等を踏まえ、施策・事業を検討する。

④ 施策の実施主体 ～復興の“仲間”をつくり、喚起～

町単独で行う施策・事業に加えて、国、県、周辺自治体、民間企業、町民等の関係者との連携や役割分担、関係者に対する要望及び実施にあたっての課題等の検討を行う。

⑤ 復興を後押しする構想等 ～復興の“トップランナー”になる～

「イノベーション・コースト構想」や「大熊・双葉ふるさと復興構想」に示された、復興に向けた国等からの後押しを受け、“復興の先導役”となり、町民の皆さまの暮らしと、町土・双葉郡全体の復興を牽引していく

また、本計画においては、平成26年3月に発表した「大熊町復興まちづくりビジョン」において示した以下の考え方を取り込みつつ、検討を行っていきます。

大熊町復興まちづくりビジョンにおける第二次復興計画策定に向けての基本的な考え方

(1) 当面の避難生活の支援について

① 避難生活の長期化を踏まえた、**住まいの安定**を支援する。

(ア) 町外での居住拠点整備に資する復興公営住宅の整備を進め、恒久的な住宅環境を確保する。

(イ) 現在の借上住宅制度・家賃賠償について、避難指示が続く限りは、継続に努める。

② 長期避難生活の下でも、**町民のコミュニティ維持**のための施策を講じ、永遠のふるさと・大熊町の再生に資するきずなを醸成する。

- ③ 町外で避難生活をおくる町民への、**安心・快適な暮らしの支援**を行う。

(2) 中長期的な大熊町土の復興・再生について

- ④ 放射線量低下や除染の進捗を見ながら、**中長期・段階的に町土の復興・再生**を押し進めていく。
- ⑤ 町土復興・再生の第一ステップとして、**大川原地区を復興拠点**として整備する。

(2) 第一次復興計画策定後の主な環境変化

本計画の検討に当たっては、第一次復興計画の策定後に明らかになった以下の環境変化を踏まえて検討をしていきます。

① 東京電力賠償(第四次追補)

他縣市町村における新たな住居の取得が促進され、長期避難における住居の安定が確保される一方で、町民のその土地への定着が進む可能性があります。

② 復興を後押しする構想の公表

「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想」や、「大熊・双葉ふるさと復興構想」が公表され、浜通りや大熊町の復興に関して国からも強力な後押しを行う旨が明示されました。

③ 本格除染の開始

中屋敷・大川原地区の除染が完了し、また帰還困難区域内の除染についても、大川原地区周辺の400haの土地の除染実施が予定されています。

(3) 今後想定される主な環境変化

さらに、第二次復興計画の対象期間である10年程度を考えると、町及び町民の今後起こりうる重要な環境変化として、以下を考慮する必要があります。

① 中間貯蔵施設の設置

仮に、大熊町に中間貯蔵施設が設置された場合には、居住地(土地・家屋)を失う、又は長期間使用できなくなる町民が多数生じることとなります。

今後の中間貯蔵施設に関する協議等を注視しつつ、上記の方に対しては、町内における代替地等の確保等の支援を検討していく必要があります。さらに、帰還困難区域内に居住地を有する町民のうち、将来的な帰還を目指す方に対しての支援策も検討します。

② 新たな区域見直し

除染等による線量の低下に伴って、今後、新たな区域見直しや避難指示解除等が行われる可能性があります。国は、「空間線量率から積算される年間積算線量が年間20ミリシーベルト以下になること」を、避難指示解除の必須条件の一つとして定めているところ、町としても、この基準下回る地域については、町土への帰還に向けた各種のインフラ整備を推進していく必要があります。

③ 賠償の終了

現在、東京電力等より福島第一原子力発電所事故の避難者に支払われている損害賠償は、いずれは終了となることが見込まれます。町及び町民は、損害賠償要求という当然の権利を留保しつつも、いずれ訪れる損害賠償の終了を視野に入れて、経済的・精神的な自立（生活再建）の準備を着実に進めていく必要があります。

④ 災害救助法の適用期間の終了

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により被災され、住家が全壊、全焼又は流失するなどして居住する住家がない世帯の方々には、災害救助法に基づき、応急仮設住宅（「応急建設住宅（建設仮設）」もしくは民間賃貸住宅を借り上げて供与する「応急借上げ住宅」）が供与されています。貸与期間は2年以内と規定されていますが、供与期間延長についての要請を経て、現在は、平成28年3月末までの供与（福島県内の場合）となっています。

本計画の対象期間中に、災害救助法の適用期間が終了する可能性もあります。その場合、応急建設住宅や応急借上げ住宅に住む町民の住まいの安定についての対応が必要となります。

⑤ 避難先自治体への住民異動も視野に入れた検討

町土を離れ、各地に分散した避難生活が継続し、皆さまにとって、医療・福祉等を始めとする必需的な対人社会サービスの享受にも不都合が生じている状況です。町におけるサービス提供も、皆さまの避難先が広域かつ拡散的な状況下で、マンパワー等の限界も見られます。

今後は、必需的な対人社会サービスの享受のためにも、避難先自治体への住民票の異動をも選択肢に入れた検討を進めていく必要があります。

2. 第二次復興計画の理念・方向性

(1) 理念

第二次復興計画では、以下に掲げる2つの理念に基づいた施策・事業を推進していきます。

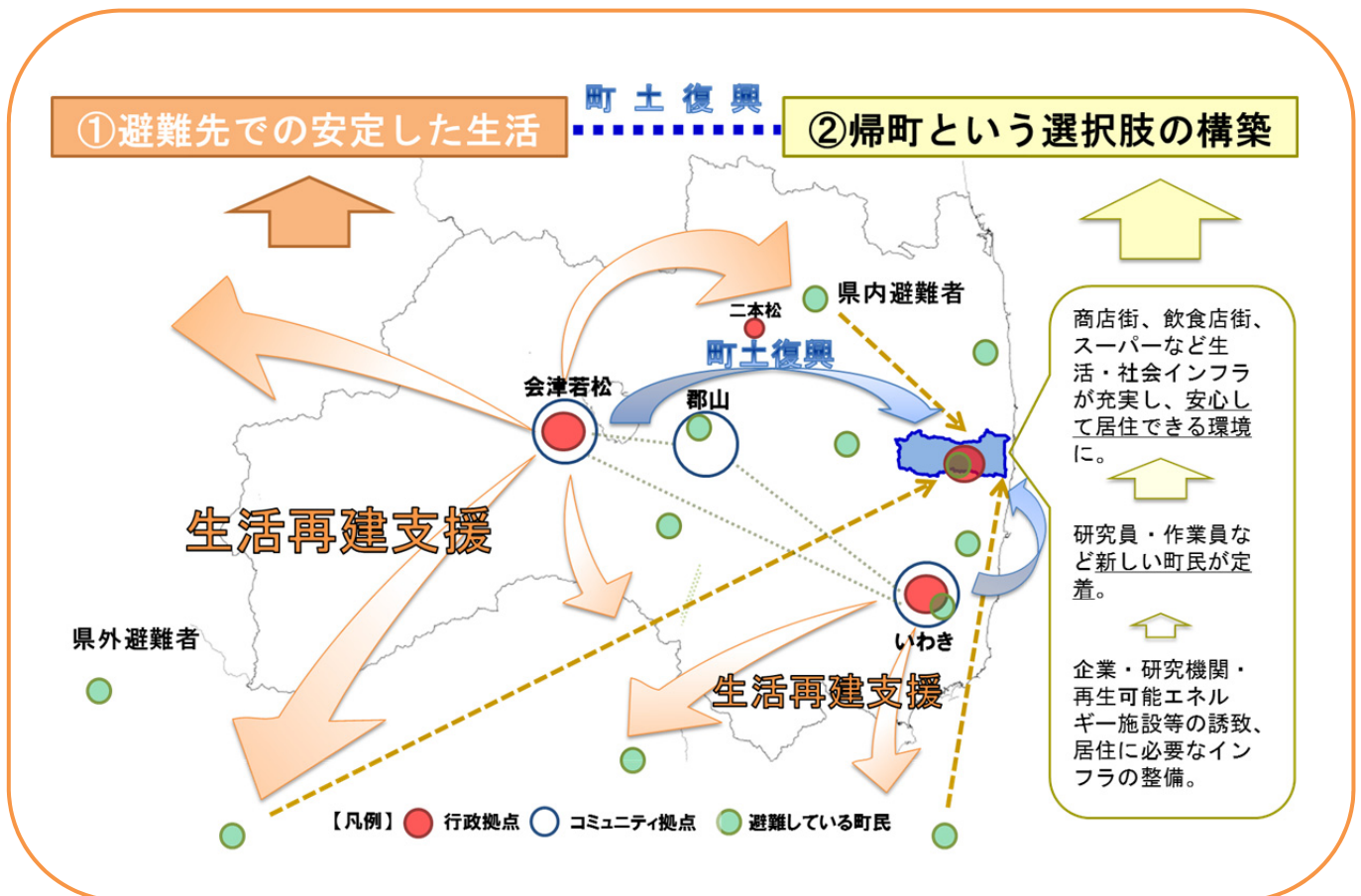
① まずは、町民の「避難先での安定した生活」に資する生活再建支援策を実施。

長期に渡る避難生活において、町民が避難先で少しでも安定した生活を送ることができるよう、ニーズに応えた生活再建支援策を実施していきます。

② 町土復興を通し、将来的に町民に対する「帰町という選択肢の構築」を実現。

①と並行して、大熊町土において企業・研究機関・再生可能エネルギー施設等の誘致、居住に必要なインフラの整備を進め、研究員・作業員などの新しい町民の定着を通じて、商店街・飲食店街・スーパーなどの生活・社会インフラを充実させ、安心して居住できる環境づくりを進めていきます。このことを通じて、最終的に町民に対し「帰町という選択肢の構築」を実現していきます。

図表1 第二次復興計画の理念と概念図



(2) 第二次復興計画期間において実現を目指す姿

第二次復興計画の策定にあたっては、上記の「①避難先での安定した生活（町民生活）」と「②帰町という選択肢の構築（町土復興）」ごとに、3年後・5年後・10年後の各時点において、以下のような実現を目指す姿を設定します。

図表2 第二次復興計画期間において実現を目指す姿

| | ～3年後 (平成27年4月～平成30年3月) | ～5年後 (平成30年4月～平成32年3月) | ～10年後 (平成32年4月～平成37年3月) |
|------|-----------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 町民生活 | ○長期避難生活の不安払拭。必需サービス(住まい・医療・教育)の確保 | ○生活サービスの充実と町民コミュニティ運営支援の強化 | ○帰町選択を視野に入れたふるさとでの生活サービスの提供。 |
| 町土復興 | ○復興を加速化する産業・研究機関等の誘致推進 | ○新しい住民の定着と、安心して居住できる環境整備の推進 | ○大野駅周辺の公的機能回復。下野上地区などの復興も順次進捗。 |

(3) 行政拠点の配置とコミュニティ拠点形成について

福島県内を中心に、大熊町の役場機能を配置する「行政拠点」と、町民が集うことができる場を提供するとともに町民の生活をサポートする「コミュニティ拠点」を設置します。

「行政拠点」と「コミュニティ拠点」の設置方針としては、以下の通りです。

① 行政拠点の配置の考え方

行政拠点については、町民の居住選択の動向等を踏まえつつ、段階的に大熊町土に近づいていく方針とします。

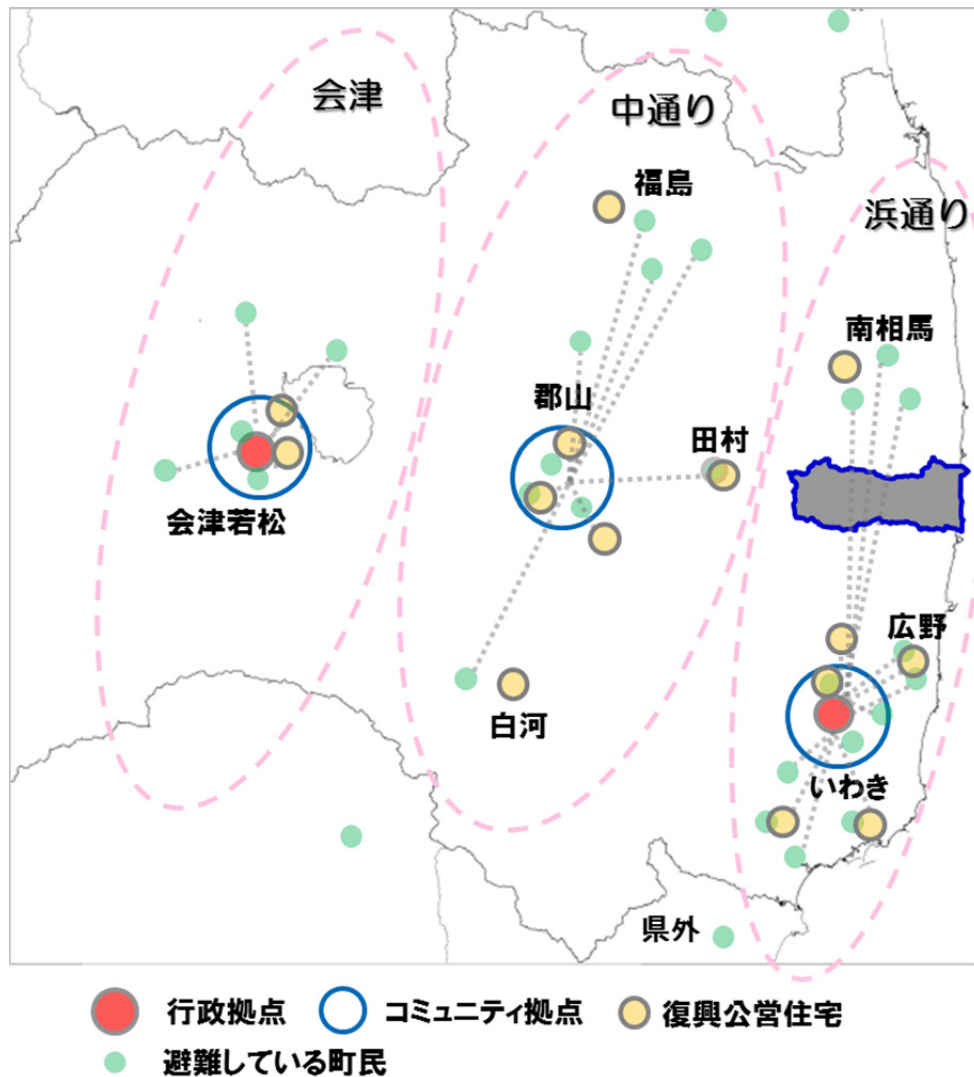
- 行政機能の拠点（行政拠点）は、町民の居住選択の動向等を踏まえつつ、**段階的に大熊町土に近づく**方針。
- 現状に鑑みて、当面の**行政拠点は、「会津若松市」と「いわき市」に置く**ことを想定。
- 町民ニーズに応え、**いわき出張所の行政機能の拡充**を進める。
- 大熊町復興拠点（大川原地区）などの町土復興の進捗を見つつ、長期的には大川原地区への行政拠点設置を視野に入れる。

② コミュニティ拠点形成の考え方

コミュニティ拠点については、復興公営住宅の設置検討を進めている地域などにおいて、交流サロンや生活サポートも含めた機能を提供していきます。

- 拡散的に居住する町民の実情を踏まえ、大熊町民が集まって交流することができる**「コミュニティ拠点」を、会津若松市(会津)・郡山市(中通り)・いわき市(浜通り)の3箇所**に設置する。
- その他の避難地域においても、復興公営住宅の集会所や多くの避難者が集まる地域でのイベント開催等を通じて、**町民コミュニティの形成**を図る。
- これらの町民コミュニティに対し、復興支援員の派遣などを実施し、町民相互の**絆を育む町民コミュニティの維持**を図る。

図表3 行政拠点・コミュニティ拠点の配置イメージ



③ コミュニティの類型

町としては、利用可能な資源を最大限活用し、可能な限り多くの地域で、町民が周辺地域の住民と共に集うことができる場の提供を検討していきます。このため、それぞれの地区周辺の機能集積度や居住する町民数、行政拠点からの距離等を踏まえ、「**コミュニティ拠点での支援(①コミュニティ拠点型)**」「**復興公営住宅での支援(②サテライト型)**」「**巡回型イベントでの支援(③巡回型)**」の3つを、コミュニティの類型として設定し、各地域の実情に対応したサービスの提供を目指すこととします。

(ア) コミュニティ拠点型

会津若松市・郡山市・いわき市の3地区をコミュニティ拠点として位置付け、大熊町営のコミュニティ施設を設置し、交流会・学習会・相談会などのイベントの開催・健康診断の実施、高齢者サポート拠点としての活用などを検討していきます。また、数名の常勤スタッフが常駐する体制を整えます。

(イ) サテライト型

復興公営住宅への居住者に対しては、主に復興公営住宅の集会所を活用しながら、交流会・学習会・相談会などのイベントの開催や、避難先での生活情報の提供などを行います。スタッフは常駐せず、必要に応じて巡回する体制を整えます。

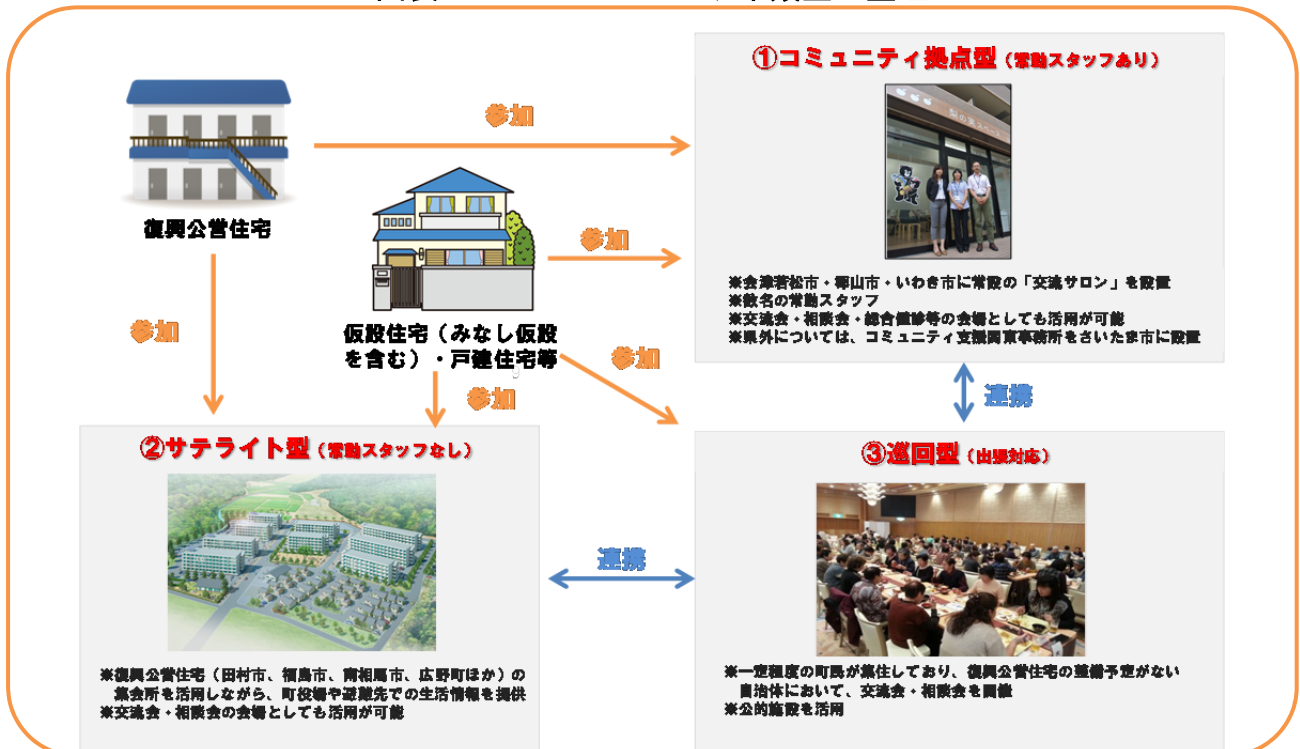
(ウ) 巡回型

交流サロンや復興公営住宅は設置されていないものの、一定程度の町民が集住している地域や福島県外において、交流会・相談会等のイベントを年に1~2回程度開催していきます。

図表4 コミュニティの類型

| 場所 | コミュニティ拠点での支援 (①コミュニティ拠点型) | 復興公営住宅での支援 (②サテライト型) | 巡回型イベントでの支援 (③巡回型) |
|--------------|--|--|---|
| 立地条件 | 会津若松・郡山・いわきの避難者の多い自治体へ、コミュニティ拠点を設置 | 復興公営住宅の集会所を活用。 | コミュニティ施設や復興公営住宅は設置されていないものの、一定程度の町民が集住している地域でイベント形式で実施。 |
| 想定される立地地区の候補 | ・会津若松市 ・郡山市 ・いわき市 | ・福島市 ・南相馬市 ・田村市 ・広野町 ・白河市 など | 県内の一定程度の町民が集住している地域(喜多方市、相馬市)及び県外のイベントスペース |
| 主な機能・サービス | ・交流サロン(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能) ・健康診断・介護予防 ・高齢者サポート拠点 | ・集会所(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能) ・町役場や避難先での生活情報の提供 | ・交流会、相談会等のイベント(年に1~2回程度開催) |
| 想定されるサービスレベル | ・相当規模の収容能力を持つ集会所 ・数名の常勤スタッフが常駐 | ・十~数十名規模の収容能力の集会所 ・コミュニティ拠点や社会福祉協議会のスタッフが必要に応じて巡回 | ・非常設(年1~数回等)で会場賃借によりイベントを開催 ・規模は地区により異なる |
| 備考 | ・復興公営住宅に併設される場合と、別物件によって設置される場合がある。 ・双葉地方での共同利用施設等の設置も検討。 | ・行政サービスだけでなく、民間事業者等による生活支援サービスを併せて提供する場合がある(リーディングプロジェクト参照)。 | |

図表5 3つのコミュニティタイプの整理



(4) 町土復興に係る基本方針

町土復興を考えるにあたっては、町の東部と西部で状況が異なることから、以下のとおり大きく2つのエリアに分けて検討します。

また、既に大川原地区においては、帰還に向けたインフラ整備等が進行している一方、国は、「空間線量率から積算される年間積算線量が年間20ミリシーベルト以下になること」を、避難指示解除の必須条件の一つとして定めているため、町としても、この基準を下回る地域については、町土への帰還に向けた各種のインフラ整備を推進していく必要があります。

① JR常磐線の西側のエリア

平成27年度から、帰還困難区域である大川原地区の周辺の400haの土地の本格除染に着手する予定です。これを皮切りとして、同区域の除染を段階的に推進しつつ、大熊町復興拠点(大川原地区)の開発を推進します。また、常磐自動車道の開通と追加IC設置の推進、およびJR常磐線と大野駅の復旧を推進していくとともに、下野上地区への復興拠点の整備にも着手していきます。

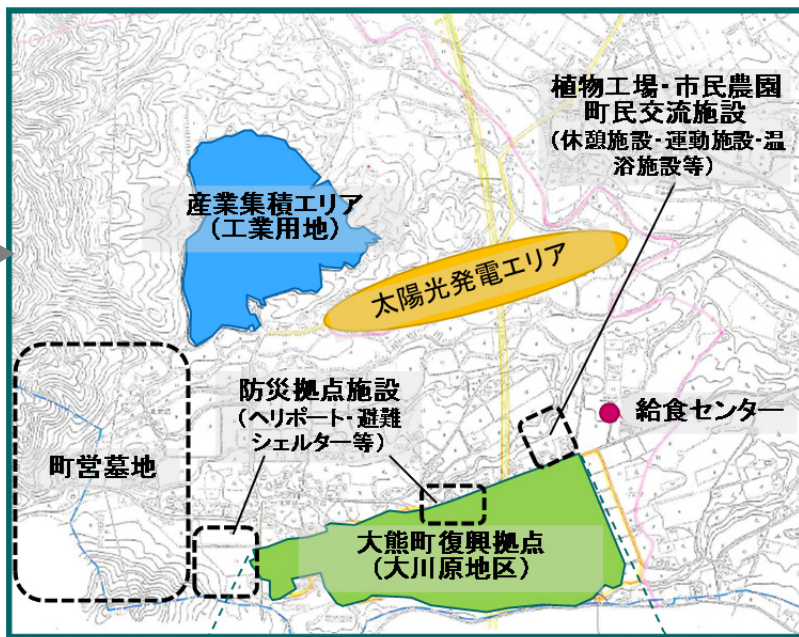
(ア) 大熊町復興拠点(大川原地区)

大川原地区においては、既に平成26年5月から、福島復興給食センターの着工が始まっており、今後も民間事業者等と連携をしながら、植物工場や太陽光発電施設の誘致などを推進していきます。また、一時帰町者のための町民交流施設や休憩施設等の設置を検討し、帰還困難区域にお墓を持つ町民のため、町営墓地を大川原地区に整備します。

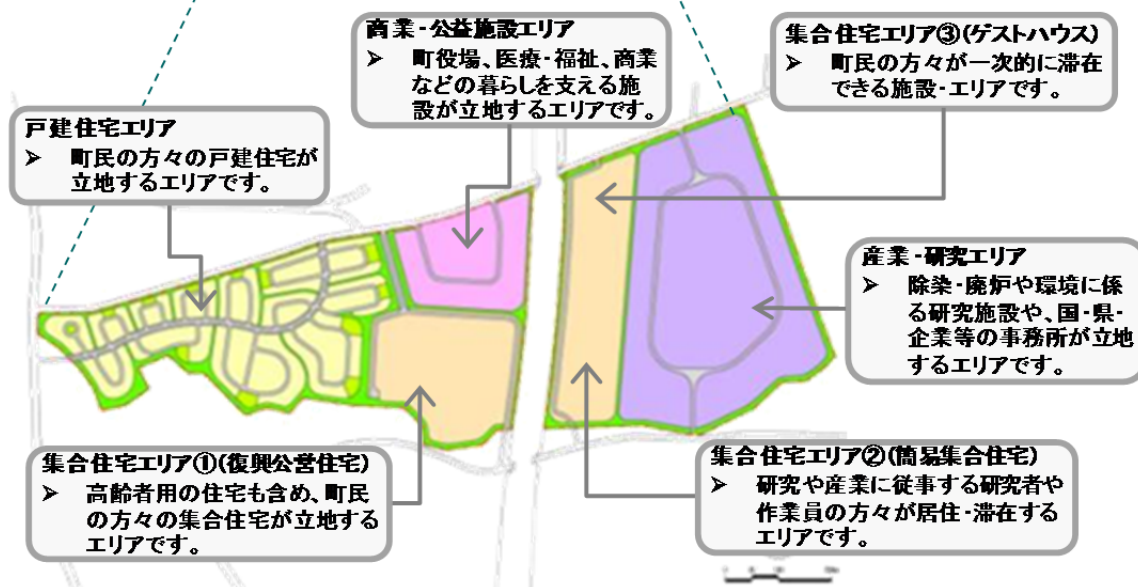
さらに、町民や除染・廃炉等の業務に従事する研究者・作業員等の安全を確保するための「防災拠点」の整備を早急に進めていきます。その上で、除染や廃炉等に関する研究機関や、国・企業の事務所等を誘致し、最先端技術の集積を図るとともに、商店街・飲食店街・スーパーなどの生活・社会インフラを充実させ、安心して居住できる環境づくりを進めます。

あわせて、町民向けの復興公営住宅(高齢者用住宅を含む)、研究者・作業員向けの簡易集合住宅、一時的に滞在できるゲストハウスなどの住宅の整備も推進していきます。

図表6 2025年（平成37年）の大熊町復興拠点（大川原地区）と周辺（イメージ）



※点線で表示されている施設の場所は決定しておらず、現時点で想定されている大まかな場所を表示。



| 大熊町復興拠点外（周辺地区に整備） | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 町営墓地 ➤ 高齢者福祉施設 ➤ 植物工場 ➤ 町民交流施設 ➤ 休憩施設（カフェ・食堂スペース） ➤ 運動施設 ➤ 温浴施設 ➤ 市民農園 ➤ ヘリポート ➤ 避難シェルター 等 | |

| 大熊町復興拠点内 | | |
|----------|------|--|
| 住宅地 | 集合住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者用住宅を含む復興公営住宅（町民の方々） ② 簡易集合住宅（研究・産業に従事する研究者や作業員の方々） ③ ゲストハウス（町民の一次的な滞在や、国内外の研究者等の滞在） |
| 商業・公益地 | 商業 | 商業施設 |
| | 公益施設 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 町役場 ➤ 防災施設 ➤ 警察機関 ➤ 消防署 等 |
| 産業・研究・業務 | | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 除染や廃炉に係る研究施設 ➤ 国や企業等の事務所 等 |
| 公共用地 | | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路 ➤ 公園・緑地 ➤ 調整池 等 |

(イ) 大熊町復興拠点(下野上地区)

下野上地区については、第二の復興拠点として、本格除染とインフラの整備を着実に推進し、除染完了区域から土地の区画整理や再造成を実施していきます。さらに、大野駅周辺での事業・行政機能の再整備や、自然・文化・震災の記憶を留める資料館の整備、宅地開発等を進めていきます。

(ウ) 中屋敷地区

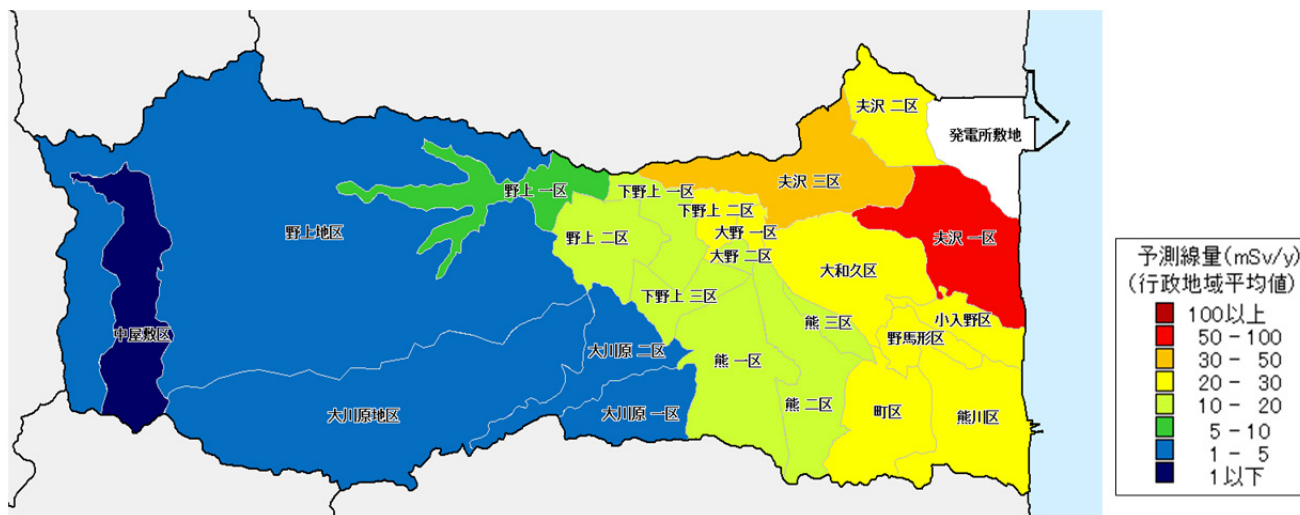
中屋敷地区については、空間放射線量が低いことから、豊かな自然を活かした独自の整備を検討していきます。

② JR 常磐線の東側のエリア

JR 常磐線の東側のエリアの多くは、第二次復興計画の計画期間中は、空間放射線量が高い状況にあります。そのため、本計画において将来の土地利用等を詳細に示すことはできません。したがって、JR 常磐線の東側のエリアでは、まずは除染を推進していき、インフラ整備等については、空間放射線量の低下を待って実施します。また中間貯蔵施設については現在、国・県と協議を行っており、この協議の結果を踏まえて改めて検討していきます。

なお、熊川地区については、津波対策を実施した後、河川を有効利用した自然保護ゾーンとしての整備を予定しています。

図表 7 2020年4月時点（本計画の概ね中間年）での町内の空間放射線量予測（帰還困難区域の除染を実施していないケース）



図表8 第二次復興計画期間中の大熊町内の空間放射線量の推移予測
(帰還困難区域の除染を実施していないケース)

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 行政区 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 | 平成34年 | 平成35年 | 平成36年 | 平成37年 |
| 第Ⅰ期 | | | | | | | | | | | | | | |
| 大川原地区(国有林) | 12.7 | 10.1 | 3.5 | 3.0 | 2.5 | 2.2 | 1.9 | 1.8 | 1.6 | 1.5 | 1.4 | 1.3 | 1.3 | 1.2 |
| 野上地区(国有林) | 14.2 | 11.3 | 7.1 | 5.9 | 5.0 | 4.4 | 3.9 | 3.5 | 3.2 | 3.0 | 2.8 | 1.5 | 1.4 | 1.3 |
| 中屋敷区 | 7.0 | 5.5 | 1.9 | 1.6 | 1.4 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | 0.9 | 0.8 | 0.8 | 0.7 | 0.7 | 0.6 |
| 大川原 一区 | 20.8 | 16.5 | 5.7 | 4.8 | 4.1 | 3.5 | 3.2 | 2.9 | 2.6 | 2.4 | 2.3 | 2.1 | 2.0 | 1.9 |
| 大川原 二区 | 22.7 | 18.0 | 6.6 | 5.4 | 4.6 | 4.0 | 3.6 | 3.3 | 3.0 | 2.8 | 2.6 | 2.4 | 2.3 | 2.2 |
| 第Ⅱ期 | | | | | | | | | | | | | | |
| 野上一区 | 25.7 | 20.4 | 16.5 | 13.8 | 11.7 | 10.2 | 9.1 | 8.2 | 7.5 | 7.0 | 6.6 | 6.1 | 5.8 | 5.4 |
| 熊 一区 | 35.6 | 28.2 | 22.9 | 19.1 | 16.2 | 14.2 | 12.6 | 11.4 | 10.4 | 9.7 | 9.1 | 8.5 | 8.0 | 7.5 |
| 野上 二区 | 44.1 | 35.0 | 28.4 | 23.6 | 20.1 | 17.5 | 15.6 | 14.1 | 12.9 | 12.0 | 11.3 | 10.5 | 9.9 | 9.2 |
| 熊 二区 | 44.3 | 35.1 | 28.5 | 23.7 | 20.2 | 17.6 | 15.6 | 14.1 | 13.0 | 12.1 | 11.3 | 10.6 | 10.1 | 9.6 |
| 下野上 三区 | 54.8 | 43.4 | 35.3 | 29.3 | 25.0 | 21.8 | 19.4 | 17.5 | 16.1 | 14.9 | 14.0 | 13.1 | 12.3 | 11.5 |
| 熊 三区 | 56.1 | 44.4 | 36.1 | 30.0 | 25.6 | 22.3 | 19.8 | 17.9 | 16.4 | 15.3 | 14.3 | 13.5 | 12.8 | 12.2 |
| 第Ⅲ期 | | | | | | | | | | | | | | |
| 下野上 一区 | 59.2 | 46.9 | 38.1 | 31.7 | 27.0 | 23.5 | 20.9 | 18.9 | 17.4 | 16.1 | 15.1 | 14.2 | 13.5 | 12.9 |
| 大野 二区 | 65.0 | 51.5 | 41.8 | 34.8 | 29.6 | 25.8 | 22.9 | 20.8 | 19.0 | 17.7 | 16.6 | 15.5 | 14.5 | 13.6 |
| 町区 | 72.8 | 57.7 | 46.8 | 38.9 | 33.2 | 28.9 | 25.7 | 23.3 | 21.3 | 19.8 | 18.6 | 17.5 | 16.6 | 15.8 |
| 大野 一区 | 76.9 | 61.0 | 49.5 | 41.2 | 35.1 | 30.6 | 27.2 | 24.6 | 22.6 | 20.9 | 19.6 | 18.4 | 17.2 | 16.1 |
| 下野上 二区 | 78.0 | 61.8 | 50.2 | 41.7 | 35.5 | 31.0 | 27.5 | 24.9 | 22.9 | 21.2 | 19.9 | 18.8 | 17.8 | 16.9 |
| 大和久区 | 79.0 | 62.6 | 50.8 | 42.3 | 36.0 | 31.4 | 27.9 | 25.3 | 23.2 | 21.5 | 20.2 | 19.0 | 18.0 | 17.2 |
| 第Ⅳ期 | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊川区 | 83.3 | 66.0 | 53.6 | 44.6 | 38.0 | 33.1 | 29.4 | 26.6 | 24.4 | 22.7 | 21.2 | 20.0 | 19.0 | 18.1 |
| 小入野区 | 96.4 | 76.4 | 62.0 | 51.6 | 44.0 | 38.3 | 34.1 | 30.8 | 28.3 | 26.2 | 24.6 | 23.2 | 22.0 | 20.9 |
| 野馬形区 | 99.7 | 79.0 | 64.2 | 53.4 | 45.5 | 39.6 | 35.2 | 31.9 | 29.2 | 27.1 | 25.4 | 24.0 | 22.7 | 21.7 |
| 夫沢 二区 | 100.7 | 79.8 | 64.8 | 53.9 | 45.9 | 40.0 | 35.6 | 32.2 | 29.5 | 27.4 | 25.7 | 24.2 | 23.0 | 21.9 |
| 第Ⅴ期 | | | | | | | | | | | | | | |
| 夫沢 三区 | 129.9 | 102.9 | 83.5 | 69.5 | 59.2 | 51.6 | 45.9 | 41.5 | 38.1 | 35.3 | 33.1 | 31.2 | 29.6 | 28.2 |
| 発電所敷地 | 155.5 | 123.3 | 100.0 | 83.2 | 70.9 | 61.8 | 54.9 | 49.7 | 45.6 | 42.3 | 39.7 | 37.4 | 35.5 | 33.8 |
| 夫沢 一区 | 184.4 | 146.1 | 118.6 | 98.7 | 84.0 | 73.2 | 65.1 | 58.9 | 54.1 | 50.2 | 47.0 | 44.3 | 42.1 | 40.0 |

●凡例
 国有林エリア
 空間放射線量が「20mSv/y」より大きい期間
 除染実施(想定)

図表9 2025年(平成37年)の大熊町の姿(イメージ)



(5) 各時点における目標

第二次復興計画では3年後・5年後・10年後の各時点での目標を設定し、その目標を実現するための施策・事業を分野別に検討しました。その概要は以下の通りです。

図表10 第二次復興計画期間中の各時点の目標（イメージ）

| | | ～3年後(平成27年4月～平成30年3月) | 3～5年後(平成30年4月～平成32年3月) | 5～10年後(平成32年4月～平成37年4月) |
|------------------------|-----------------------|---|---|--|
| 目指す姿 | | <p>目指す姿</p> <p>(町民生活) 長期避難生活の不安払拭。必需サービス(住まい・医療・教育)の確保</p> <p>(町土復興) 復興を加速化する産業・研究機能の立地実現(居住に必要なインフラ整備の完了)</p> | <p>目指す姿</p> <p>(町民生活) 生活サービスの充実と町民コミュニティ運営支援の強化</p> <p>(町土復興) 新しい住民の定着と、安心して居住できる環境整備の推進</p> | <p>目指す姿</p> <p>(町民生活) 帰町選択を視野にいれたふるさとでの生活サービスの充実</p> <p>(町土復興) 大野駅周辺の公的機能回復。下野上地区などの復興も順次進捗</p> |
| 行政拠点・コミュニティ拠点の配置(イメージ) | | | | |
| 町民生活 | (1) 住まい | ▶ 老朽化する仮設住宅の集約を図るとともに、復興公営住宅等への入居を段階的に進める。 | ▶ 復興公営住宅等への移転を完了させ、暮らしの快適性を高めていく。 | ▶ 帰町に向けた不動産等の情報提供や住み替え支援などを行う。 |
| | (2) 医療・福祉 | ▶ 復興公営住宅の周辺のコミュニティ拠点における医療・福祉環境の提供・拡充を図る。 | | ▶ 大熊町での医療・福祉環境の提供・拡充を図る。 |
| | (3) 産業・雇用・生きがい・コミュニティ | ▶ 復興公営住宅の整備に合わせたコミュニティ拠点の形成を支援する。 ▶ 生きがいを再発見できる憩いや活動の場づくりを進める。 | | ▶ 町内での事業再開と就業を支援する。 ▶ 避難先と町土のコミュニティ同士の連携を促進する。 |
| | (4) 教育・子育て | ▶ 相談機能の拡充、町立学校の魅力向上等を通じ、避難先における教育・子育てを支援する。 ▶ ふたば未来学園等との学習プログラムの連携を図る。 | | ▶ 大熊町での子育て・教育環境に関する長期方針の検討を実施する。 |
| | (5) 交通・買い物 | ▶ コミュニティ拠点における交通機能を整備するとともに、買い物利便性等を高めていく。 | | ▶ 大熊町と各コミュニティ拠点をつなぐ交通機能を整備する。 |
| | (6) 情報 | ▶ 避難生活を支える行政サービス等に関する情報発信を強化する。 | ▶ 町の復興に関する情報を、多様なチャンネルで発信する。 ▶ SNS等の町民情報コミュニティの創造を進める。 | |
| 町土復興 | (1) 除染 | ▶ 帰還困難区域の本格除染の段階的な推進と大川原地区における除染後のモニタリング・追加除染を推進する。 | ▶ 帰還困難区域の本格除染を段階的に推進する。 | |
| | (2) インフラ整備 | ▶ インフラ(電気・上下水道・通信施設・モニタリング施設・一般廃棄物処理施設等)の整備を完了させる。 | ▶ 大川原地区以外の除染が完了した場所のインフラ整備を進める。 | |
| | (3) 町土での生活・就業 | ▶ 復興を加速化する産業・研究機関等の誘致を進め、居住に向けた基礎環境を整える。 ▶ 行政機能の立ち上げを進める。 | | ▶ 除染及びインフラ整備が完了した地区から、生活環境の整備を進める。 |

3. 計画期間中に取り組む施策・事業の体系

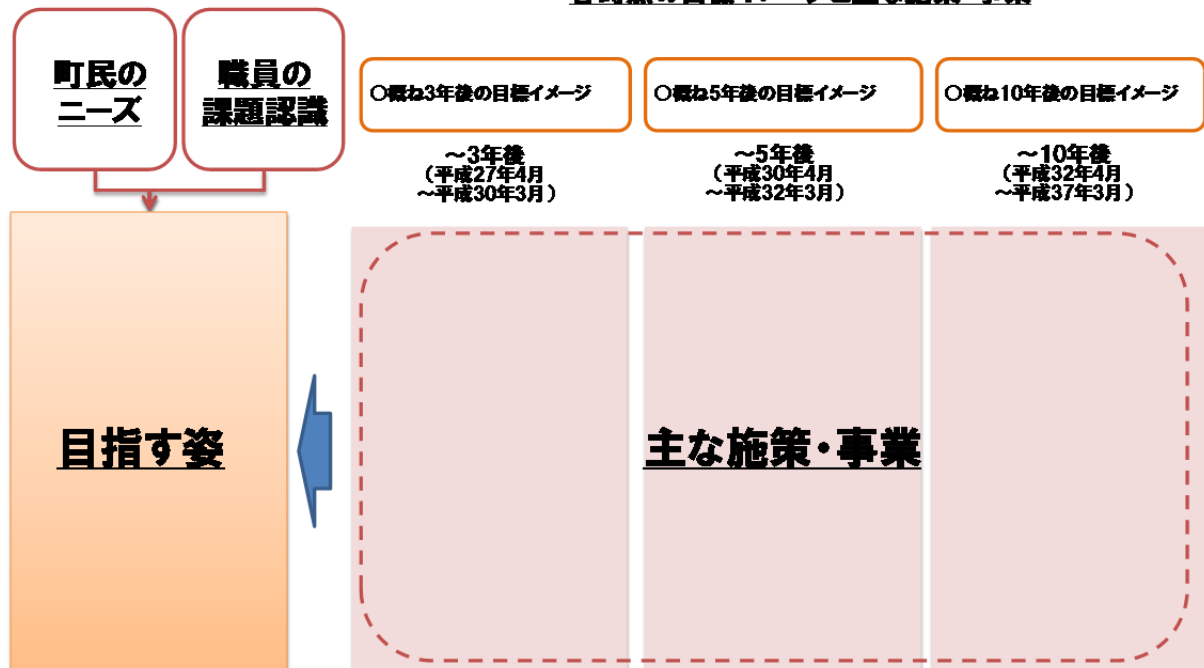
第二次復興計画においては、大熊町として取り組む施策・事業を「町民生活」と「町土復興」の2つに分類しています。

さらに「町民生活」については、「住まい」「医療・福祉」「産業・雇用・コミュニティ・生きがい」「教育・子育て」「交通・買い物」「情報」の6つのテーマに、「町土復興」については「除染」「インフラ整備」「町土での就業・生活」の3つのテーマに、それぞれ分類をしています。

計画期間中に取り組む施策・事業の体系を整理するにあたり、まず、それぞれのテーマについて「町民のニーズ」と「職員の課題認識」を抽出し、「目指す姿」を掲げています。次に、概ね3年後（平成30年3月まで）、概ね5年後（平成32年3月まで）、概ね10年後（平成37年3月まで）の各時点について、「目指す姿」に向かって取り組むべき主な施策・事業を、時系列に位置付けました。

図表 11 計画期間中に取り組む施策・事業の構成

各時点の目標イメージと主な施策・事業



なお、ここに整理した施策・事業については、大熊町復興まちづくりビジョンに対する町民の皆さまのご意見、及び、大熊町第二次復興計画検討委員会の委員からの意見等を参考に検討しました。

(1) 町民生活再建支援に関する施策・事業

① 住まい

町民のニーズ 職員の課題認識

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 復興公営住宅の早期整備 □ 住宅に関する情報提供 □ 借上住宅の継続 □ 東京電力の家買賠償の継続 | <ul style="list-style-type: none"> □ 借上住宅の住み替え条件の緩和 □ 仮設住宅の老朽化・土地利用に関する問題 |
|--|---|

各時点の目標イメージと主な施策・事業

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興公営住宅等への入居を段階的に進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興公営住宅等への移転を完了させ、暮らしの快適性を高めていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 得町に向けた不動産等の情報提供や住み替え支援などを行う。 |
| ～3年後 (平成27年4月～平成30年3月) | ～5年後 (平成30年4月～平成32年3月) | ～10年後 (平成32年4月～平成37年3月) |

目指す姿

- ① 避難先で安心・快適・安定な生活ができる住環境
- ② 将来の自立生活に不安を感じずお年寄りでも安心して集住できる環境
- ③ 帰町と町外での生活のいずれを選んでも安心して暮らせる住まい

| | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 借上住宅の住み替え要件の緩和 ▶ 復興公営住宅への入居働きかけ ▶ 避難期間中の借上住宅制度と東京電力による家買賠償の継続要望 ▶ 民間の不動産会社と連携したWeb等による住宅・宅地に係る情報提供 ▶ 賠償相談窓口の継続要望 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 居住ニーズの高い市町村への復興公営住宅の追加建設要望 ▶ 復興公営住宅等への移転完了 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大熊町内への住替え支援(情報提供、優遇措置の要望等) |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉協議会やその他社会福祉法人、NPO等と連携した高齢者サポート施設の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 町外において、福祉などの機能が付き、高齢者が自立かつ安心して生活できる住まいの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 町内において、福祉などの機能が付き、高齢者が自立かつ安心して生活できる住まいの整備 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民票の異動に関する影響の整理と情報提供 ▶ 町外で生活する町民に対する情報提供と一時帰町の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大熊町の不動産に関する情報収集と提供 | |

ハード

ソフト

(1) 町民生活再建支援に関する施策・事業

② 医療・福祉

町民のニーズ 職員の課題認識

- 医療費免除の期間延長
- 避難先での医療環境の改善
- 自殺や孤独死の防止
- 県外避難者への支援のあり方
- 生活支援相談機能の体制拡充

各時点の目標イメージと主な施策・事業

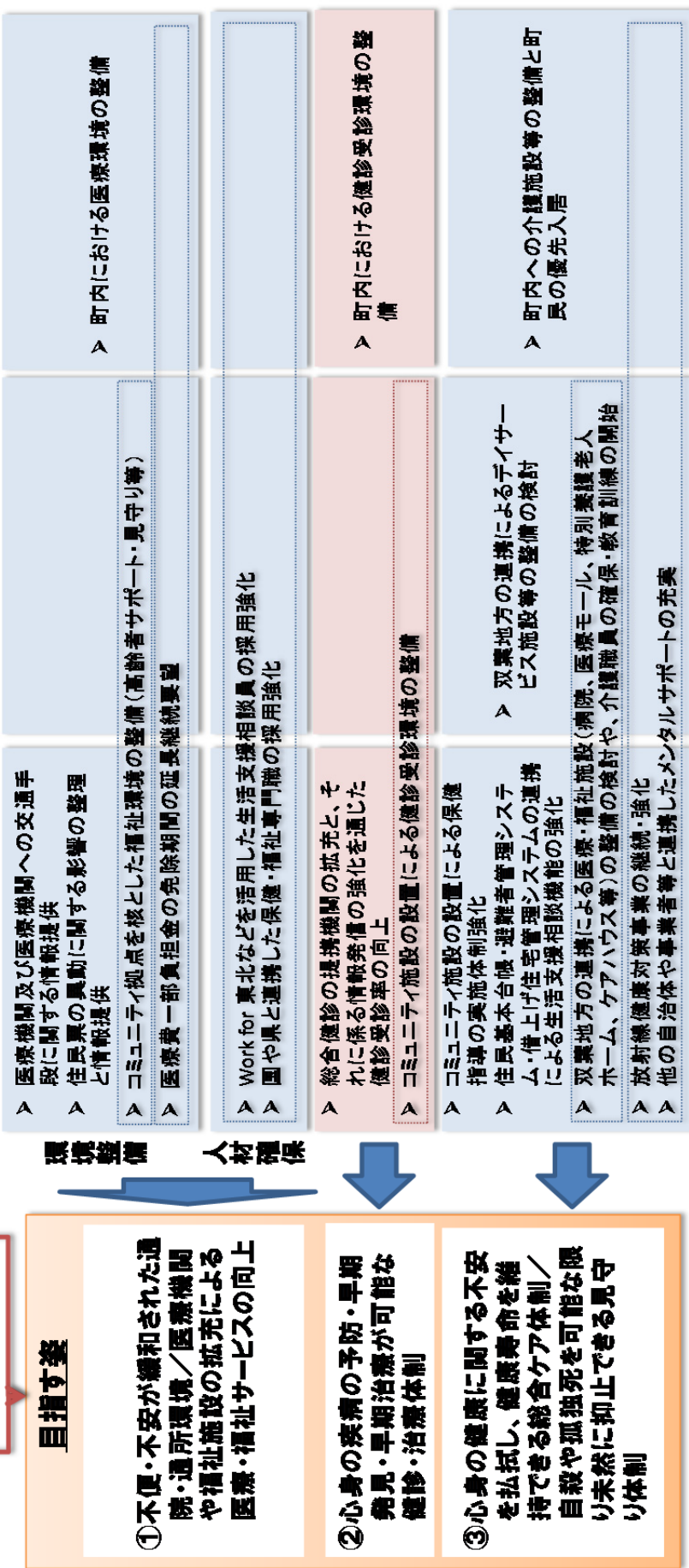
○コミュニケーション拠点を核とした医療・福祉環境の提供・拡充を図る。

○大熊町での医療・福祉環境の提供・拡充を図る。

～3年後
(平成27年4月～平成30年3月)

～5年後
(平成30年4月～平成32年3月)

～10年後
(平成32年4月～平成37年3月)



(1) 町民生活再建支援に関する施策・事業

③ 産業・雇用・生きがい・コミュニティ

町民のニーズ 職員の課題認識

- 避難先での雇用・生きがいの創出
- 町独自の仕事の枠旋
- 避難先等での雇用の創出
- 絆やコミュニティ形成のきっかけづくり
- 事業再開者への支援策の拡充

- 交流施設や復興公営住宅の整備に合わせたコミュニティ形成を支援する。
- 生きがいや再発見できる憩いや活動の場づくりを進める。

- 町内での事業再開と就業を支援。
- 避難先と町土のコミュニティ同士の連携を促進する。

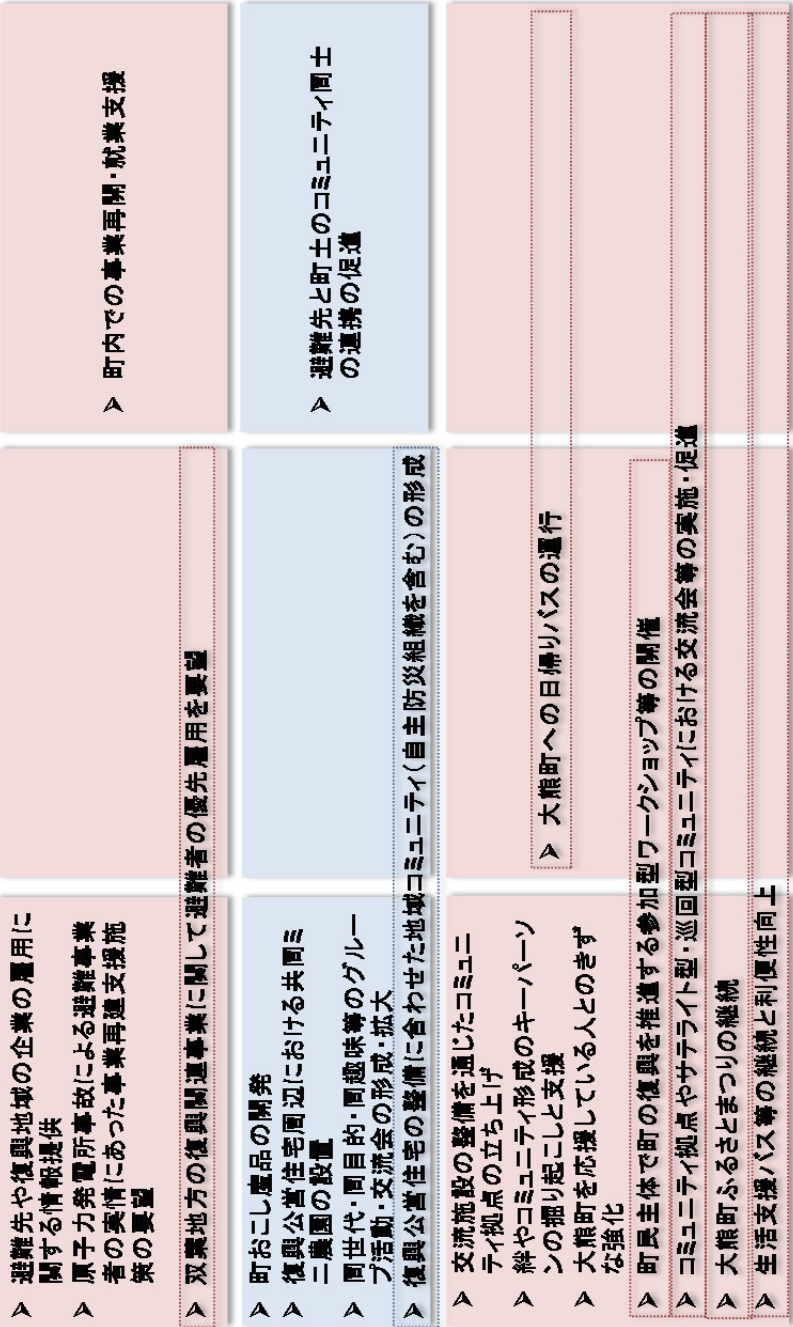
～3年後
(平成27年4月～平成30年3月頃)

～5年後
(平成30年4月～平成32年3月)

～10年後
(平成32年4月～平成37年3月)

目指す姿

- ① 避難先で円滑に事業・就業を再開・継続できる事業・就業環境
- ② 避難先で生きがいや活動の場見できる憩いや活動の場
- ③ 分散した町民同士、及び避難先の住民とのコミュニティ形成



(1)町民生活再建支援に関する施策・事業

④教育・子育て

町民のニーズ 職員の課題認識

- 避難先での差別・いじめ対策
- 復興公営住宅整備の遅れ等による子供の進路への影響

- 町立学校の魅力向上
- 子育て支援のあり方の検討
- 教育現場での町士に関する情報発信

各時点の目標イメージと主な施策・事業

- 相談機能の拡充、町立学校の魅力向上等を図り、また、退職先における教育・子育てを支援する。
- ふたば未来学園等との学習プログラムの連携を図る。

- 大熊町における子育て・教育環境を整備する。

～3年後
(平成27年4月
～平成30年3月頃)

～5年後
(平成30年4月
～平成32年3月)

～10年後
(平成32年4月
～平成37年3月)

目指す姿

①被災した子どもたちの不安を緩和し、自信と夢と希望を提供できる教育環境

②将来の大熊町を担うリーダーを育成できる教育環境

- 大熊町ほっとルームの機能拡充
- 「おおくまっ子みんな集まれ」の企画改善
- 大学や企業と連携した教育プログラムの開発
- コミュニティ拠点やサテライト型コミュニティにおける学習会の検討
- 奨学金制度の拡充による人材育成の検討
- 区域外就学等に関する特例の継続
- 人手が不足している医療・福祉関連の資格取得のための支援
- 復興支援員制度を活用した大熊町の歴史、文化等を知る授業の展開
- エネルギー関連の教育・研修・研究機関の誘致
- ふたば未来学園等と連携した町立学校への講師派遣・公開講座
- 短期及び長期の海外留学を通じたグローバル人材の育成

- 大熊町の歴史と文化に関する各種教材の編纂・発行

- 大熊町での子育て・教育環境に関する長期方針の検討
- 大熊町に整備される研究機関等と連携した独自の教育プログラムの提供

(1) 町民生活再建支援に関する施策・事業 ⑤ 交通・買い物

町民のニーズ 職員の課題認識

- 避難先での公共交通の拡充
- 高速道路無料措置の継続
- 復興公営住宅の整備による生活支援
- バスの運用の見直し

目指す姿

- ① 大熊町に帰るための交通環境の向上
- ② 自動車も運転できない町民でも気軽に外出できる交通環境
- ③ お年寄りでも自宅のそばで便利に買い物ができる環境

各時点の目標イメージと主な施策・事業

○コミュニティ拠点における交通機能を整備するとともに、買い物利便性を高めていく。

～3年後
(平成27年4月～平成30年3月頃)

○コミュニティ拠点と各コミュニティ拠点をつなぐ交通機能を整備する。

～5年後
(平成30年4月～平成32年3月)

○大熊町と各コミュニティ拠点をつなぐ交通機能を整備する。

～10年後
(平成32年4月～平成37年3月)

➤ 高速道路無料措置の継続の要望

➤ 大熊町への日帰リバス「ふるさとバス」の運行

- 大熊町に停車する高速バスの長距離路線等の誘致
- 帰還困難区域以外における大熊町でのミニバス・タクシー等の運行

➤ 町内への高速バス停の設置

- 利用低迷地区や復興公営住宅への入居開始を見据えた生活支援バス等のあり方の再検討(ルート変更、増便、有料化、町民以外への開放、乗合タクシー化等)

➤ コミュニティ拠点における医療機関への交通手段の利便性向上

➤ 他の自治体や医療・福祉機関等と連携した送迎サービス等の実施

➤ コミュニティ拠点のスーパー等と連携したインターネットショッピングによる自宅配送の検討

- 復興公営住宅の整備におけるおおくまステーション「おみせ屋さん」の検討

➤ 大熊町への小売・サービス業の店舗の誘致

➤ 移動販売や宅配に関する情報提供及び支援策の検討

(1) 町民生活再建支援に関する施策・事業

⑥ 情報

町民のニーズ 職員の課題認識

- タブレット利用の継続
- 国・県の支援制度や避難先に関する情報の提供

- タブレットの今後の活用方向性の選定
- 自治体での行政サービスとの関係に係る情報の提供

○ 避難生活を支える行政サービス等の情報発信を強化する。

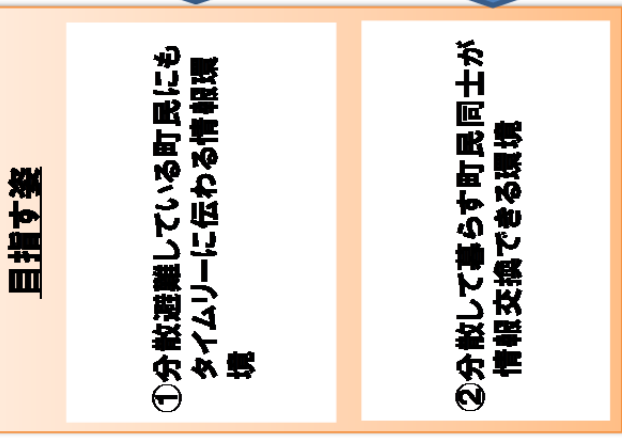
～3年後
(平成27年4月～平成30年3月)

○ 町の復興に関する情報等を、多様なチャンネルで発信する。
○ SNS等のバーチャルコミュニティの形成を進める。

～5年後
(平成30年4月～平成32年3月)

～10年後
(平成32年4月～平成37年3月)

各時点の目標イメージと主な施策・事業



(2)大熊町土復興に関する施策・事業

①除染

町民のニーズ 職員の課題認識

- 帰還困難区域での除染の推進
- 除染の際に出た土の仮置き場確保
- 焼却施設の整備

目指す姿

■ 本格的に除染され、十分に線量が低下した町土を取り戻す

各時点の目標イメージと主な施策・事業

○ 帰還困難区域の本格除染の段階的な推進と除染完了地区での除染後のモニタリング・追加除染を推進する。

～3年後
(平成27年4月
～平成30年3月頃)

○ 帰還困難区域の本格除染を段階的に推進する。

～5年後
(平成30年4月
～平成32年3月)

～10年後
(平成32年4月
～平成37年3月)

除染完了地区 未除染地区

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 未除染地(山林・ため池等)の除染継続 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事後モニタリング調査による再除染の対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 線量モニタリングの継続 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新しい除染技術の試験・導入 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 帰還困難区域における段階的な本格除染の実施 | |

(2)大熊町土復興に関する施策・事業 ②インフラ整備

町民のニーズ 職員の課題認識

- ライフラインの早期整備
- 大熊町復興拠点(大川原地区)の早期推進
- 上下水道・償却施設等のインフラの整備

目指す姿

- 【大川原地区】
①インフラ整備が完了し、希望する人から帰町が可能
- 【大川原・中屋敷地区以外】
②除染が進展し、インフラ整備が始まっている

各時点の目標イメージと主な施策・事業

○大川原地区のインフラ(電気・上下水道・通信施設・モニタリング施設・一般廃棄物処理施設等)の整備を完了させる。

～3年後
(平成27年4月
～平成30年3月頃)

○大川原・中屋敷地区以外の除染が完了した地区のインフラ整備を進める。

～5年後
(平成30年4月
～平成32年3月)

～10年後
(平成32年4月
～平成37年3月)

- インフラ(電気・上下水道・通信・モニタリング・一般廃棄物等)の整備完了
- 行政機能の設置

- 高速バス停の設置

- 安心・安全な生活環境の整備

- 工場・倉庫・ガソリンスタンド等に残された危険物の除去
- 町内防犯カメラの設置
- 常磐自動車道追加ICの検討継続
- 自然、文化、震災の記憶を留める資料館の整備

- 災害時に適応した道路網の整備

- 本格的な区画整理と土地の再造成
- ICへのアクセス道路の整備

- ICへのアクセス道路の整備

(注)中屋敷地区については、大川原地区や周辺の復興状況に合わせて帰町できる環境を整えていく。
また、地区としての特性に配慮した事業展開を検討していく。

(2)大熊町土復興に関する施策・事業

③町士での生活・就業

町民のニーズ 職員の課題認識

- 大熊町内の住宅の修繕・解体等への支援
- 大川原地区での就業の場の確保
- 大川原地区での基地等の整備
- 不自由なく参加できる環境の整備

○インフラ・都市機能の拡充とともに、大野駅周辺等の機能回復を進めていく。

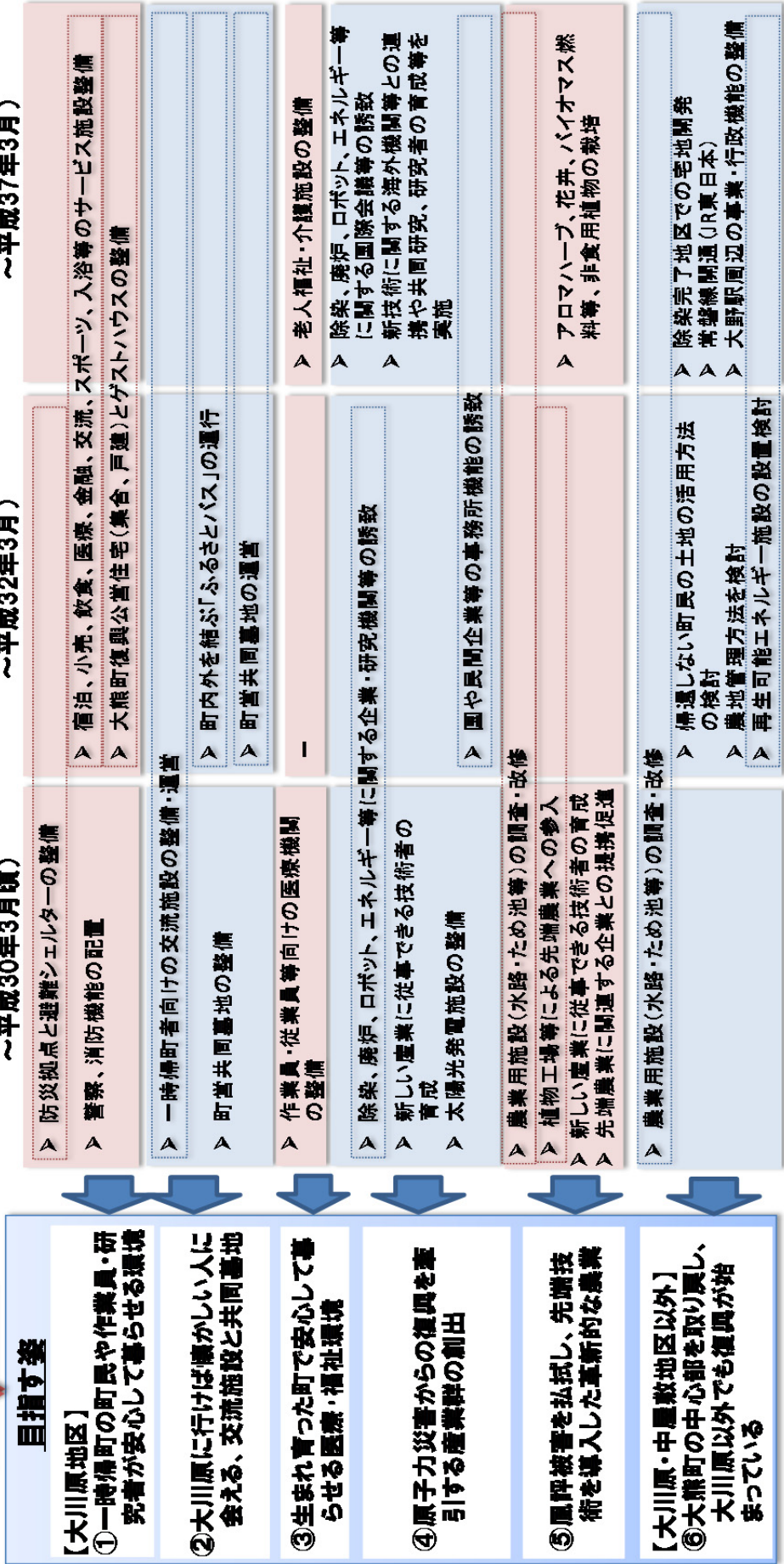
～10年後
(平成32年4月～平成37年3月)

○復興を加速化する産業・研究機関等の誘致を進め、居住に向けた基礎環境を整える。
(注)中層敷地区については、大川原地区や周辺の復興と行政機能の立ち上げを進める。状況に合わせて併町できる環境を整えていく。

～5年後
(平成30年4月～平成32年3月)

～3年後
(平成27年4月～平成30年3月頃)

各時点の目標イメージと主な施策・事業



4. 「町民生活の再建支援」「町土復興」に資するリーディングプロジェクト

第二次復興計画では、「3. 計画期間中に取り組む施策・事業の体系」に掲げた個別の施策・事業を、着実かつ効果的に実施していくため、「生活再建支援」と「町土復興」に関する分野横断的な重点プロジェクトとして、6つの『リーディングプロジェクト』を設定します。

この『リーディングプロジェクト』を設定することの意義は、以下の通りです。

■ 重要性の高い施策・事業を優先的に推進することができる

「町民生活の再建支援」と「町土復興」を実現していくために、より重要性の高い施策・事業を推進することで、復興計画の対象期間の早い段階で一定の成果を出しやすくなります。

■ 第二次復興計画に位置付けられている施策・事業を進めるきっかけを作ることができる

より重要性の高い施策・事業を、組織全体で連携を図りつつ、先行的に注力・実施することで、第二次復興計画に位置付けられている施策・事業を推進していく上での課題を、早い段階で洗い出すことが可能になります。このことは、『リーディングプロジェクト』以外の施策・事業を推進していく上でも、大きな足がかりとなります。

また、『リーディングプロジェクト』の概要は、次のとおりです。

リーディングプロジェクトの概要

(1) 暮らしの快適性向上プロジェクト

✓ 町民の避難先での暮らしの快適性を向上させ、不安やストレスを払拭するため、安心・快適・安定な生活ができる住まいの選択肢を増やす。暮らしに関する情報提供や生きがい創出、避難先での生活関連サービス等の向上を図っていく。

(2) 大熊町の次世代育成プロジェクト

✓ 大熊町の子どもたちが、それぞれの夢や希望を持ち、様々な分野で活躍しつつ、大熊町の復興・発展を担う人材として成長できるように、教育環境の一層の整備を推進する。

(3) ふるさととのきずなづくりプロジェクト

✓ 町民同士のつながりを大切にし、「大熊町」というアイデンティティを愛で育てる機運を醸成していくため、復興に向けた取組への参加等、町民が主体的にきずなを維持・醸成していく仕掛けを作り、町民と大熊町との関係性を深める。

(4) いわき出張所機能拡充プロジェクト

✓ いわき市で暮らす町民数の増加に合わせ、いわき出張所の業務体制を強化し、行政サービスを向上させ、町民の暮らしの安心や、利便性・満足度の向上を図る。

(5) 大川原を起点とした町土復興プロジェクト

✓ 大川原地区の復興まちづくりを加速化させつつ、それ以外の地区の復興にも着手し、あわせて町土に対する町民の関心喚起、最先端技術の集積、新しい住民と一体となった新たなまちづくり等を進め、双葉郡における地域再生の先駆的なモデルを目指す。

(6) 安心・安全なまちづくりプロジェクト

✓ 万が一の際に住民や作業員等の安全を守るため、防災拠点及び避難シェルターを整備するとともに、廃炉・汚染水等の発電所の状況をリアルタイムで把握しつつ町民等への迅速・確実な情報連絡を行うことができる体制を構築する。

(1) 暮らしの快適性向上プロジェクト

① プロジェクトの背景と狙い、コンセプト

安心・快適・安定が確保された住環境を提供

- 現在、応急仮設住宅、借上げ住宅及び賃貸住宅等における避難生活が長期化している一方で、復興公営住宅の入居募集や住宅確保損害の受付も始まり、町民にとって新しい生活の再設計が必要な時期にきている。
- 町民に対して安心・快適・安定な生活ができる住環境の選択肢を提供するため、適切な情報提供、コミュニティ形成及び生活支援を行う基盤の構築を推進する。

② プロジェクトに係るニーズ

長期間にわたり余儀なくされている不安定で窮屈な生活からの脱却

- ◆ 長期の避難生活で、多くの町民は、馴染みのない場所で、将来が見えない不安を抱えながら、不安定で窮屈な生活を余儀なくされており、ストレス関連疾患を発症した町民もいる。
- このような中、安心して快適に、また、一定以上の期間にわたって安定的に生活できる住環境が早急かつ切実に求められている。

③ プロジェクトの方向性

(ア) 住まいと生活に関する情報提供・相談窓口強化プロジェクト

- 避難先の自治体や事業者と順次連携しながら、不動産を始めとして、心身の健康、生きがい、行政手続きなどに関する情報提供や相談対応を行う窓口（電話、インターネット（タブレットを含む）、資料郵送等）について、大熊町単独ではなく、他の被災自治体と共同で設置・強化していく。

(イ) 生きがいを再発見するコミュニティ情報発信・形成プロジェクト

- 市民農園、生涯学習、パークゴルフ・体操といった、趣味・文化・芸術等の共通のテーマで集うコミュニティの形成とその情報発信を通じて、町民の生きがいの再発見を促進する。
- (ウ) の生活支援サービスのボランティア登録も生きがい形成に寄与する。

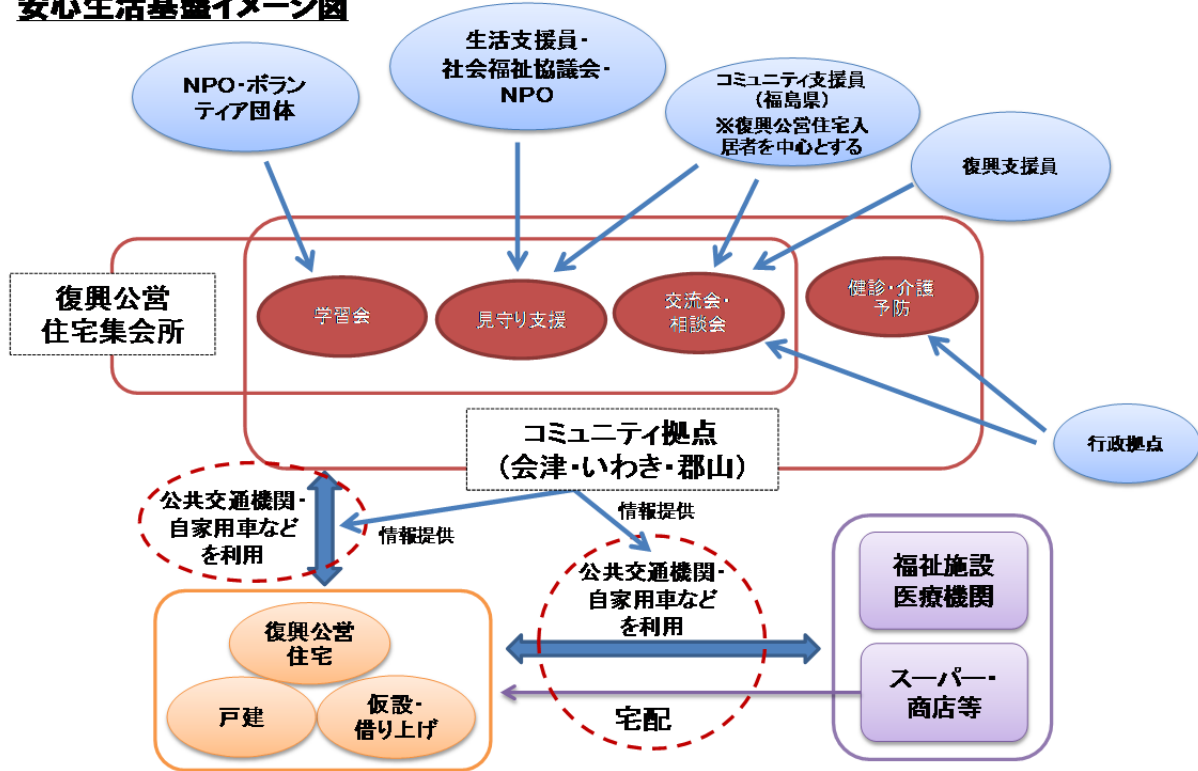
(ウ) 安心生活基盤構築プロジェクト

- 民間事業者等とも連携し、交流機能に加えて、健康・福祉・介護（巡回健診、介護予防等）、交通・物流（バス、有償乗合送迎、宅配、移動販売等）などの生活支援サービスをコミュニティ施設や復興公営住宅の集会所を中心に提供する。
- コールセンター等の受付窓口を介して、復興支援員やNPO、登録制のボランティア等が、多様なニーズに応えた生活支援サービスを提供する。
- また、将来の自立生活に不安を感じる高齢者のために、サービス付き高齢者向け住宅やケアハウス等を一体的に整備し、馴染みのある人たちと安心して集住できる環境を提供する。



関東事務所の交流サロンの様子

安心生活基盤イメージ図



④プロジェクトの効果

不安・ストレスの緩和、生きがいの再発見による生活満足度の向上及び健康の維持

- ▶ 住まいに関する不安・ストレスや、日常生活の不便さが緩和され、安心して生活できる環境が整うことにより、心の健康を維持できるだけでなく、アクティブで自立した生活にも寄与する。
- ▶ 生きがいを再発見し、コミュニケーションが活性化されることにより、充実した生活を送ることができ、さらに、心身の機能が維持され、ロコモティブシンドローム、認知症、うつ病等の予防・改善にも寄与する。

リーディングプロジェクトの方向性

(ア) 住まいと生活に関する情報提供・相談窓口強化プロジェクト

- 他の自治体や事業者と順次連携しながら、不動産、心身の健康、生きがい、行政手続きなどに関する情報提供や相談対応を行う窓口を設置・強化。

(イ) 生きがいを再発見するコミュニティ情報発信・形成プロジェクト

- 趣味・文化・芸術等の共通のテーマで集うコミュニティの形成とその情報発信を通じて、町民の生きがいの再発見を促進。

(ウ) 安心生活基盤構築プロジェクト

- 民間事業者等とも連携し、交流機能に加えて、健康・福祉・介護、交通・物流などの生活支援サービスをコミュニティ施設や復興公営住宅の集会所を中心に提供。
- コールセンター等の受付窓口を介して、復興支援員やNPO、登録制のボランティア等が、多様なニーズに応えた生活支援サービスを提供。
- また、将来の自立生活に不安を感じる高齢者のために、サービス付き高齢者向け住宅等を一体的に整備。

プロジェクトによる効果

避難先での日常生活の不便さの緩和

住まいに関する不安・ストレスの緩和

避難先でのコミュニケーションの活性化

町民の生活満足度の向上及び健康の維持

(2) 大熊町の次世代育成プロジェクト

① プロジェクトの背景と狙い、コンセプト

将来の大熊町のリーダーとなる人材の育成

- ▶ かつて大熊町で過ごしてきた子どもたちは、原子力災害による避難や避難先での様々なストレスにより、大きな心身の負担を抱えている。このような特殊な環境下での生活が、長期間続くことにより、子どもの発育・成長・教育などに影響を及ぼすことへの懸念がある。
- ▶ このような状況を踏まえ、子どもたちが安心して学び、遊べる場を整備し、夢や希望を自由に描けるような環境を提供する。同時に、町に対する子どもたちの郷土愛を育てていくことにより、自尊心に溢れ、ふるさとや震災前に共に過ごしてきた仲間たちを尊重しつつも、様々な分野で活躍するおおくまっこを世の中に輩出し、将来の大熊町を支える担い手を育成していく。

② プロジェクトに係るニーズ

子どもたちの夢や希望の醸成、郷土に対する関心の惹起

- ▶ 大熊町というふるさとを離れ、避難生活という特殊な環境下に置かれている子どもたちに対し、将来の夢や希望を醸成する場を提供し、健全育成を確保していくことが必要である。
- ▶ また、大熊町の復興のためには、子どもたちの夢や希望の醸成だけでなく、郷土教育を通して郷土に対する関心と呼び起こすことにより、将来の大熊町を支える担い手を育成する必要がある。

③ プロジェクトの方向性

(ア) ふるさとおおくまの伝承

- 町立学校における授業、大人と子どものふれあいイベント等による郷土教育や大熊町郷土資料館の整備を通し、震災以前の大熊の魅力等を伝承し、大熊町がふるさとであることの意識を醸成する。



大熊町立小・中学校における発表会の様子

(イ) 学びの糧となる多様な主体との連携

- 県立中高一貫校「ふたば未来学園」と連携し、ふくしま応援団等を通じた町立学校への講師派遣を検討する。また、大学や企業等と連携し、先端の知識の学習や、職業体験プログラム等を通じた実践力の養成の機会を提供する。

(ウ) きらりと光る特技を持ったおおくまっこの育成

- 福祉・介護分野、原子力関連の専門人材の養成や、海外でも活躍できるグローバルな人材の育成を行う。また、特技を見出し育成する場として、町立学校の独自性を活用する。

(エ) 自尊心を保つための心のサポート

- 避難やいじめ等による心身のストレスを軽減するため、従来から実施している子どものケアサポート等を引き続き実施する。

(3) ふるさととのきずなプロジェクト

① プロジェクトの背景と狙い、コンセプト

町民同士のつながりを大切にし、「大熊町」というアイデンティティを愛で育てる機運を醸成

- 避難から既に3年強が経過し、町民としての意識や町民同士のつながりが薄れつつある。また、帰還困難区域に指定されたエリアでの墓参が困難であることが、町民と大熊町とのつながりを弱めていることや、今後大熊町民としてのアイデンティティの希薄化が進行していくことを問題視する声もある。さらに、長期的には「大熊町を知らない世代」が増加することとなる。
- 町土の復興は長期的な観点で検討せざるを得ない中で、「大熊町民」であることの誇りや町民同士のつながりを長期的に維持・醸成していくため、町民自らが町の復興に参加したり、町土に足を運ぶことにより、復興の息吹を体感できる環境作りを推進していく。

② プロジェクトに係るニーズ

町民が主体的にきずなを維持・醸成していくための仕掛け作り

- 大熊町の復興のためには、町土から離れた暮らしが継続する中でも、町民の誇り、町への関心を回復・維持し、さらに、町の魅力や歴史を後世にも伝えていくことが必要である。
- そのために、町に関する情報発信の強化を始め、町のこれからについて町民同士が建設的に考える機会や、町民が町土に足を運ぶ機会を作り、町民自らがきずなを維持・醸成するための自発的な行動を行っていくことが必要である。

③ プロジェクトの方向性

(ア) 大熊町の復興の足取りを知るための新たな環境整備

- 大熊町上空から町の様子を発信（例：遠隔操作可能な無人機（UAV）の活用）や町内視察バスの定期運行、スマートフォンを通じた役場情報やイベント情報等の発信（例：SNSの活用）を検討する。



UAVのイメージ

(イ) おおくま“絆・まち”づくりプロジェクト(仮称)の発足

- 大熊町のきずなの維持や町土復興のためのまちづくりのあり方検討、町独自の文化・芸能の保存・継承等を実践する町民参加型のプロジェクトチームの立ち上げを促進する。



大熊町マスコットキャラクター
「おおちゃん」



会津地方民芸品
「起き上がり小法師」

(ウ) 大熊町の復興の象徴となる取組の促進

- 町おこしとなる製品の製作等を通して、町復興のメッセージを、町民を含め、国内外に対し発信していく。

おおちゃん小法師のデザインを募集中

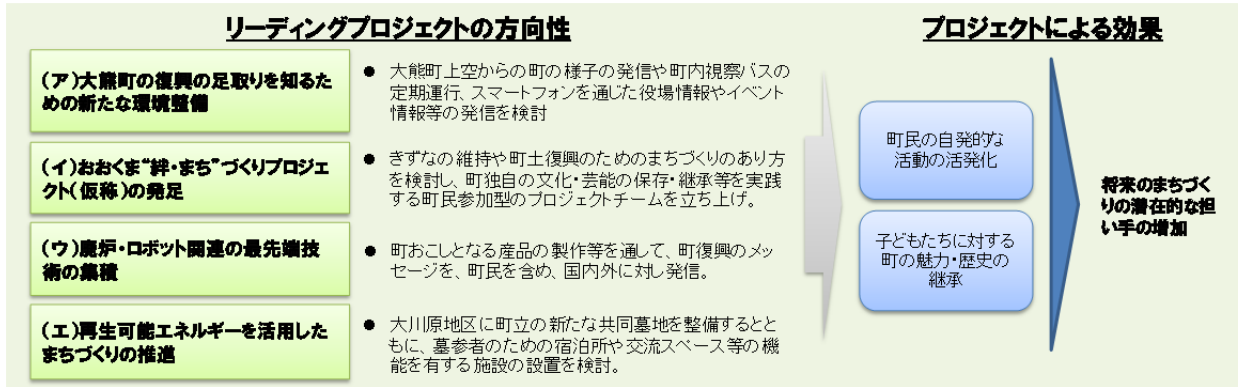
(エ) 町内墓地の整備

- 大川原地区に町立の新たな共同墓地を整備するとともに、墓参者のための宿泊所や交流スペース等の機能を有する施設の設置の検討も行う。

④ プロジェクトの効果

町民であることに誇りを持ち、その想いを後世に継承

- ▶ 大熊町民としての誇りを持つことで、イベントへの参加や墓参等、町に関わる町民の自発的な行動が活発化し、町土から離れていても、町とのきずなが長期的に保たれることが期待できる。
- ▶ 大熊町を知る大人や青少年が、震災前の大熊町を知らない子どもたちに、町の魅力・歴史を継承することで、将来の大熊町の潜在的な担い手の増加につながる可能性がある。



⑤ 今後のアクション

様々な手法を用いて、町民と大熊町との関係性を深める

- ▶ 分かり易い情報提供を可能とするため、町が発信する情報の再整理を図るとともに、ワンストップで情報提供が出来るような手法（例：発信した情報のデータベース化）を検討しつつ、新たなチャネルによる情報発信も検討する。また、大川原地区開発の本格化に合わせて、定期的に大熊町を訪れることのできるような仕組みも検討する（ア）。
- ▶ 町民参加型のプロジェクトチーム結成の検討を行いつつ（イ）、町おこし製品の製作を皮切りに、定期開催型のワークショップなどを通じて、町民がまちづくりに関わることの意味を醸成する（ウ）。また、町内墓地に関しても、大川原地区開発に合わせて、町民ニーズを踏まえつつ整備の方針を検討する（エ）。



タブレット端末の講習会

| 施策 | 主担当課 | 関係課 | 実施主体 | 実施スケジュール | | |
|--------------------------------|-------|-------------------------|-------------|----------|------|-------|
| | | | | ～3年後 | ～5年後 | ～10年後 |
| (ア) 大熊町の復興の足取りを知るための新たな環境整備 | 企画調整課 | 総務課・生活支援課 | 町・民間企業等 | ← | → | → |
| (イ) おおくま“絆・まち”づくりプロジェクト(仮称)の発足 | 企画調整課 | 生活支援課・教育総務課・復興事業課・産業建設課 | 町 | ← | → | → |
| (ウ) 大熊町の復興の象徴となる取組の促進 | 企画調整課 | 産業建設課 | 町(民間企業等と連携) | ← | → | → |
| (エ) 町内墓地の整備 | 環境対策課 | 企画調整課・復興事業課 | 町 | ← | → | → |

(4) いわき出張所機能拡充プロジェクト

① プロジェクトの背景と狙い、コンセプト

いわき市で暮らす町民数の増加に合わせ、複数拠点で業務を遂行できる体制を構築

- ▶ 震災直後は、町民の多くが、町役場が本部機能を置く会津若松市に避難した。しかし、避難の長期化に伴い、大熊町の気候に近い等の理由で、徐々に福島県浜通りに避難先を変える町民が増加している。現在、会津若松市に居住する町民は約 2,000 名であるのに対して、いわき市には倍以上の約 4,000 名が暮らしている。
- ▶ 大熊町は、いわき市で生活をする町民に対し、なるべく近い場所で行政サービスを提供するため、「いわき出張所」を設置している。しかし、会津若松出張所と比較すると、特に医療・福祉の分野等でマンパワーが不足しており、土地の広いいわき市において行政サービスが手薄になりがちであるため、改善を図る。加えて、いわき・会津若松間の距離が離れていることによる業務の非効率性を解消し、町民にとっての利便性の向上を図る。

② プロジェクトに係るニーズ

いわき出張所の業務体制を強化することで、町民の満足度を向上

- ▶ いわき市における町民数の増加を踏まえ、特に町民ニーズの高い医療・福祉部門を中心に、行政サービスの拡充を図る必要がある。
- ▶ 町民の生活に資するよう、会津若松及びいわき出張所の業務内容の見直しや連携強化等を通じて、いわき出張所における行政サービスの向上を図る必要がある。

③ プロジェクトの方向性

(ア) いわき出張所の段階的な機能拡充

- 町民ニーズの高い分野や、大熊町復興拠点（大川原地区）整備における利便性の観点から、段階的にいわき出張所の機能拡充を図る。



大熊町役場いわき出張所の様子

(イ) ICT 導入による会議や決裁業務等の円滑化

- TV 会議システムや電子決裁等の ICT 導入を通じて、会津若松・いわき出張所間の連携強化や業務の効率化を図る。

(ウ) 復興の担い手となる人材の確保

- 慢性的に人が不足している医療・福祉関係分野を中心に、Work for 東北などの活用を通じて、外部から人材を確保。

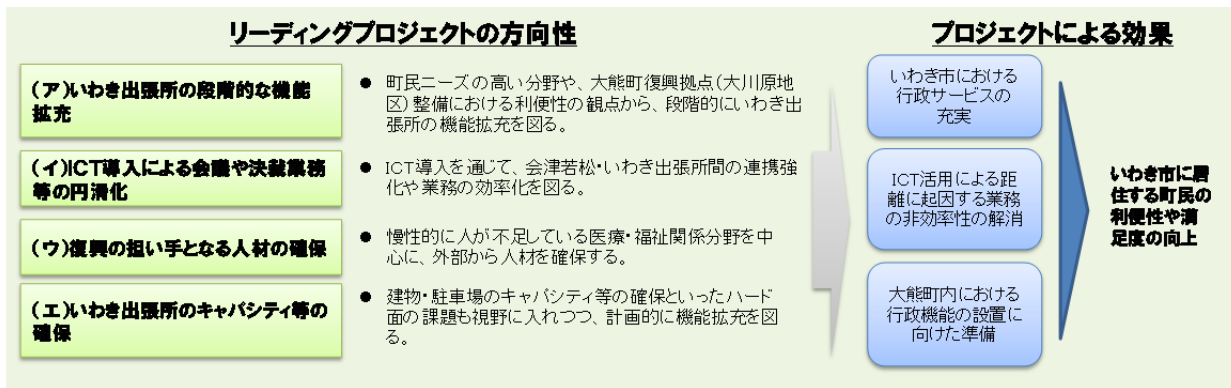
(エ) いわき出張所のキャパシティ等の確保

- いわき出張所の建物・駐車場のキャパシティ等の確保といったハード面の課題も視野に入れつつ、計画的に機能拡充を図る。

④ プロジェクトの効果

いわき市における行政サービスの充実・大熊町復興拠点の立ち上げにつなげる

- 医療・福祉部門の拡充により、いわき市に居住する高齢者等の暮らしの安心が確保される。
- その他行政サービスに係る連携が強化され、ICTの導入により、距離に起因する業務の非効率性が解消されることより、行政サービスの向上と、町民の利便性や満足度の向上が期待される。
- 大熊町に近いいわき出張所の機能拡充は、将来的に大熊町復興拠点（大川原地区）における行政機能の設置につながり、復興拠点の立ち上げに資する。



⑤ 今後のアクション

優先順位を付けて業務拡充、ICT 導入等を先行実施・人材確保等は段階的に実施

- いわき出張所において拡充・充実させるべき業務や、移す必然性の高い役場機能を抽出する（ア）。
- あわせて、ICT 導入による会議や決裁業務等の円滑化を検討する。この際には、タブレット端末を、会津といわき間のコミュニケーションツールとして利用していくことも検討する（イ）。
- 復興の担い手となる人材の確保（ウ）及びいわき出張所のキャパシティ等の確保（エ）は、3～5年後を見据えて段階的に計画を策定していくこととし、特に後者については、適時に町民に情報発信を行っていく。

| 施策 | 担当課 | 関係課 | 実施主体 | 実施スケジュール | | |
|--------------------------|-----|--------------|-------|----------|------|-------|
| | | | | ～3年後 | ～5年後 | ～10年後 |
| (ア) いわき出張所の段階的な機能拡充 | 総務課 | 全課 | 町 | ← | → | |
| (イ) ICT導入による会議や決裁業務等の円滑化 | 総務課 | 企画調整課・いわき出張所 | 町 | ← | → | |
| (ウ) 復興の担い手となる人材の確保 | 総務課 | 企画調整課・いわき出張所 | 国・県・町 | ← | | → |
| (エ) いわき出張所のキャパシティ等の確保 | 総務課 | いわき出張所 | 町 | ← | | → |

(5) 大川原を起点とした町土復興プロジェクト

① プロジェクトの背景と狙い、コンセプト

大川原地区の復興まちづくりを加速化させつつ、それ以外の地区の復興にも着手

- ▶ 大熊町は、平成 26 年 3 月に、空間放射線量が相対的に低い大川原地区に、約 3,000 名が居住する「大熊町復興拠点（大川原地区）」を整備する等の方針を示した『復興まちづくりビジョン』を策定した。復興拠点では、既に東京電力が廃炉作業等の従事者向けの給食センターの建設に着手しているほか、UR 都市機構と復興まちづくりの基本計画検討に係る協定を締結するなど、復興まちづくりを進める取組みが動いている。
- ▶ 一方で国からは、平成 26 年 6 月に「イノベーション・コースト構想」による浜通りの再生方針が、平成 26 年 8 月には「大熊・双葉ふるさと復興構想」が公表され、後者においては大川原地区の整備の具体化、基盤整備スケジュールの前倒し、帰還困難区域における除染等の方針が示された。
- ▶ このような状況を踏まえ、今後、町民による復興の機運を高め、新たな住民を受入れつつ、大熊町復興拠点（大川原地区）の復興まちづくりを加速化させ、その動きを大川原地区以外にも波及させていくことで、新たなまちづくりを進めていく。

② プロジェクトに係るニーズ

町土全体を取り戻すため、町民による復興の機運醸成、新たな住民との共生が必要

- ▶ 大熊町の復興を実現させるためには、まずは町民による復興の機運を高めていくことが不可欠であり、かつ、新たな住民と一体となったまちづくりが必要である。
- ▶ また、大熊町の町土全体を取り戻すため、大川原地区の復興の効果を、大川原地区の周辺地区にも波及させていく必要がある。

③ プロジェクトの方向性

(ア) 町民の生きがいや復興への機運を育む交流施設等の整備

- 完全密閉型の植物工場や、町民の交流施設等を整備し、町民の雇用と生きがいを育みつつ、復興への機運を高める。

(イ) 植物を活用した農地の除染と先端農業の推進

- 帰還困難区域内の農地の一部などを利用して、土壌内の放射性物質を吸収するエネルギー作物の試験栽培を検討する。あわせて、アロマハーブ・花卉などの非食用作物の栽培による先端農業も推進していく。

(ウ) 廃炉・ロボット関連の最先端技術の集積

- 福島第一原子力発電所に近いという特徴を活かし、廃炉・ロボット関連の研究機関・企業等を積極的に誘致し、最先端技術の集積を目指す。

(エ) 再生可能エネルギーを活用したまちづくりの推進

- 太陽光やバイオマスなどで生成した再生可能エネルギーの売電や地産地消等を進め、新しいエネルギーインフラを持つまちづくりを推進する。

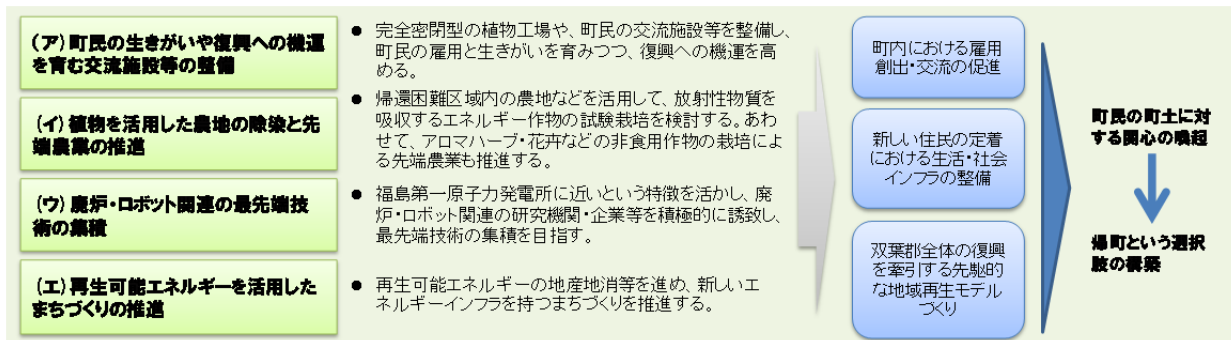


大川原地区の様子

④ プロジェクトの効果

町民の町土復興への関心喚起、新たなまちづくりを加速化させ、復興の先駆モデルに

- 大川原地区における雇用創出、交流の促進等により、町民の町土に対する関心の喚起と、新たな住民との共生が促進され、ひいては町全体の復興や帰還の後押しとなることが期待される。
- 最先端技術の集積により新しい住民が定着し、生活・社会インフラの整備が促進され、町全体の復興と、安心して居住できる環境の構築につながる。
- また、福島第一原子力発電所が立地する大熊町において、地域再生のモデルが成功することで、双葉郡全体の復興を牽引する先駆的なモデルとなる可能性がある。



⑤ 今後のアクション

植物工場の整備と研究機関等の誘致から開始し、段階的にまちづくりを推進

- まずは、植物工場や交流施設等の整備（ア）と、廃炉・ロボット関連の研究機関・企業等の誘致プロジェクト（ウ）から着手する。
- 植物を活用した農地の除染と先端農業の推進（イ）については、まずはエネルギー作物の栽培から始め、町の農家等の協力を得つつ、帰還困難区域も視野に入れたアロマハーブ・花卉などの非食用作物の栽培につなげていく。
- また、町土全体としてのまちづくりを見据えつつ、太陽光やバイオマス等を活用したエネルギーを地産地消するためのインフラを含め、生活・社会インフラの整備を進めていく（エ）。

| 施策 | 主担当課 | 関係課 | 実施主体 | 実施スケジュール | | |
|-------------------------------|-------------|-------------|------------------|----------|------|-------|
| | | | | ～3年後 | ～5年後 | ～10年後 |
| (ア) 町民の生きがいや復興への機運を育む交流施設等の整備 | 産業建設課 | 復興事業課・企画調整課 | 町・民間企業等 | ←→ | | |
| (イ) 多様な除染技術の試験・導入と先端農業の推進 | 復興事業課・産業建設課 | 環境対策課・企画調整課 | 国・県・町・民間企業等・農業法人 | ←→ | | |
| (ウ) 廃炉・ロボット関連の最先端技術の集積 | 企画調整課 | 産業建設課 | 国・県・町・民間企業等 | ←→ | | |
| (エ) 再生可能エネルギーを活用したまちづくりの推進 | 産業建設課 | 復興事業課・企画調整課 | 町・民間企業等 | ←→ | | |

(6) 安心・安全なまちづくりプロジェクト

① プロジェクトの背景と狙い、コンセプト

安心・安全のための防災拠点と情報連絡体制の構築

- 現在、多くの一時帰宅者及び発電所作業員等が、毎日町内に立入をしている。さらに大熊町は福島第一原子力発電所が立地する町として、今後様々な企業・研究機関や廃炉関連施設の誘致・建設を進めていく予定である。このような状況の中、町民や作業員等の安全を守るため、また将来の帰町という選択肢を確実なものとするため、町内に防災拠点を設置する必要性が高まっている。
- 特に原子力発電所の廃炉・汚染水対策では、安全性確保が何より重要である。町としては、国と東京電力が取り組む廃炉・汚染水対策の安全確保の状況を把握して情報発信を行うとともに、万が一の場合には、町民等への迅速かつ確実な情報連絡が実施できる体制を構築する。
- また福島原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、国等の強力な後押しのもと、最高水準の設備・機器、人員・ノウハウを集積させる必要がある。大熊町としても、本対策の基盤となる安心・安全確保について、国等との連携のもと、最高水準のバックアップ体制を目指していく。

② プロジェクトに係るニーズ

町民等の安全を守り、復興の加速化へとつなげる

- 新しい住民を受入れ、廃炉・ロボット関連企業等の最先端技術の集積を目指しつつ、将来的な帰町を目標とする大熊町として、万が一の際に町民や作業員等の安全を守るための防災拠点及び避難シェルターは、必要不可欠な施設である。
- さらに、廃炉・汚染水対策は、今後数十年にわたり継続され、1号機の建屋カバー解体を始めとして、新たな作業や困難な作業の実施が予想されるところ、一時立入中の町民等の安全を確保するためには、発電所の状況を把握しつつ町民等への迅速・確実な情報連絡を行うことが重要である。

③ プロジェクトの方向性

(ア) 町内防災拠点及び避難シェルターの整備

- 原子力災害対応司令室、モニタリングポスト、津波監視カメラ、診療救急室、スクリーニング施設等を備え、原子力発電所や地震・津波の状況を常時監視し、緊急時対応を可能とすることにより、緊急時に町民等を確実に守ることのできる防災拠点を整備する。また、食糧の備蓄、電源の確保等により、万が一の際に、数日間避難することができる避難シェルターを整備する。

(イ) 廃炉・汚染水対策の状況に関する迅速・確実な情報発信

- 町内の防災行政無線を活用し、迅速・確実な連絡体制を確保しつつ、国や県に対して、非常時には、エリアメール等を活用し直ちに町内の町民等に連絡が入る体制の確保を要望する。状況に応じ、町独自のエリアメール配信についても検討を進める。

- タブレットを活用し、各地のモニタリングポストの数値を分かり易く示す等の取組を検討する。また、関係機関と連携し、廃炉・汚染水対策に関する情報発信の強化を検討する。

(ウ) 緊急時の道路網や避難の計画の策定

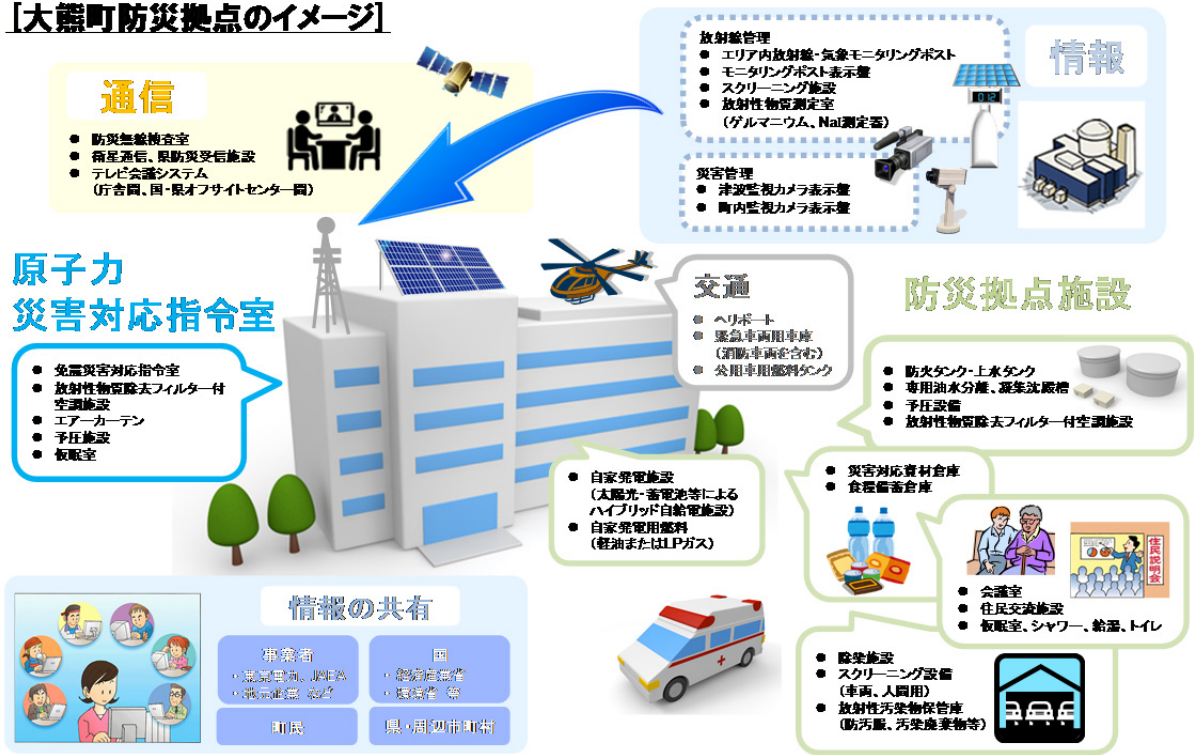
- 国及び県と協議しつつ、廃炉・汚染水対策の途上における事故や、地震・津波などの災害等が発生した際に、迅速かつ効率的な避難が可能となる道路網の整備や、緊急時避難計画を策定する。

(エ) 廃炉対策に係る関係機関との連携及び町の教訓・防災対策の国内外への発信

- 国を始めとする関係機関の機能を防災拠点に設置する等、長期間にわたる廃炉作業に協力し、廃炉対策に関わる市町村の中核として先導的な役割を担い、その姿勢と意志を国内外に強く発信する。また、国内外の原子力発電所の立地地域などに対し、東日本大震災での大熊町の経験を発信し、後世に教訓として伝えていく。

図表 12 大熊町復興防災拠点のイメージ

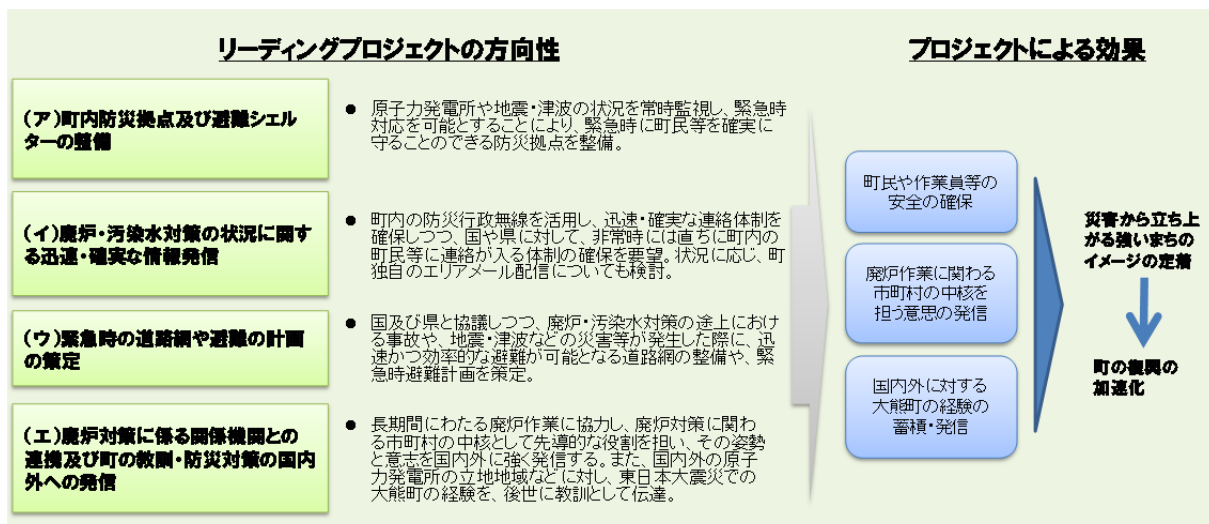
[大熊町防災拠点のイメージ]



④ プロジェクトの効果

双葉郡復興の中核を担い、大災害から立ち上がる強いまちへ

- 災害時や非常時に強く、安心・安全なまちづくりを推進することにより、町民や作業員等の安全が確保され、町の復興の加速化と、将来的な帰町の選択肢の構築に寄与する。
- 廃炉作業に関わる市町村の中核を担い、その姿勢と意志や町の取組を対外的に発信することで、災害から立ち上がる強いまちのイメージが定着し、国内外の原子力発電所の立地地域や、将来災害が発生した地域に対しても、有用な情報集積・情報発信が可能となる。



⑤ 今後のアクション

防災拠点、避難シェルター及び防災無線を優先的に整備

- まずは、町内防災拠点及び避難シェルターの設置場所、基本設計等の検討を開始し、これらの整備を優先的に進める（ア）。
- エリアメールの配信体制について国と協議を継続し、状況に応じて町独自のエリアメールの活用方法、タブレットによる分かり易い情報発信の検討を進める（イ）。
- 道路網の整備を進めつつ、国や県と協力し、状況に応じて一時立入中の町民等向けの避難計画や、帰町開始後の避難計画の検討に着手する（ウ）。
- 防災拠点の設置にあたり、各関係機関の機能の設置について協議する。また、大熊町の経験と教訓の発信方法についての検討を進める（エ）。

| 施策 | 主担当課 | 関係課 | 実施主体 | 実施スケジュール | | |
|--|-------------|-------|---------------|----------|------|-------|
| | | | | ～3年後 | ～5年後 | ～10年後 |
| (ア) 町内防災拠点及び避難シェルターの整備 | 環境対策課・復興事業課 | 企画調整課 | 町 | ←→ | | |
| (イ) 廃炉・汚染水対策の状況に関する迅速・確実な情報発信 | 環境対策課・企画調整課 | | 国・県・町 | ←→ | ←→ | |
| (ウ) 緊急時の道路網や避難計画の策定 | 復興事情課・環境対策課 | 企画調整課 | 国・県・町 | ←→ | ←→ | |
| (エ) 廃炉対策に係る関係機関との連携及び町の教訓・防災対策の国内外への発信 | 企画調整課・総務課 | 環境対策課 | 町(国等の関係機関と連携) | ←→ | ←→ | ←→ |

4. リーディングプロジェクト

5. 計画実現に向けて

本計画の実現により、東日本大震災とそれに起因する原子力災害により被った甚大な被害から、町民生活の再建と町土の復興を図るため、次に記載する事項に留意するとともに、町民や外部主体（国・県・避難先や双葉地方の自治体・民間企業等）に対し、復興に向けた理解と協力を求めています。

（1）各施策・事業を推進する上で重要な事項

① 事業の着実かつ効果的な推進

リーディングプロジェクト等を皮切りに、第二次復興計画に盛り込まれた各施策・事業を着実かつ効果的に推進していきます。施策・事業の推進にあたっては実施計画を策定の上で、PDCAサイクル¹を踏まえた上で事業の進捗を確認し、フォローアップを行っていきます。

- ・ 大熊町実施計画の策定及び毎年度のフォローアップ
- ・ 組織横断的な連携による事業の実施

② 国及び県からの強力な支援と連携の必要性

国では「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」や「大熊・双葉ふるさと復興構想」、福島県では「福島県復興計画（第2次）」を策定するなど、国及び県も原子力災害からの復興を加速化させる姿勢を示しています。大熊町としても、国や県のこれらの構想と連携しながら、大熊町第二次復興計画に盛り込まれた各施策・事業を、国や県と一緒に推進していきます。

- ・ 福島第一原子力発電所の隣接地において放射性物質分析・研究施設を設置（独立行政法人 日本原子力研究開発機構（JAEA））

③ 双葉地方の広域連携や避難先自治体の連携の必要性

避難先においては、同じく避難を余儀なくされている双葉地方の他の自治体と共通の課題を抱える部分も少なくありません。また町民生活に関する課題を解決するための施策・事業の中には、避難先自治体にもメリットが及ぶケースも考えられます。このようなことから、第二次復興計画の各施策・事業の推進にあたっては、双葉地方での広域連携や避難先自治体との連携に注力していきます。

- ・ 避難先において共同で利用可能な施設の設置の検討
- ・ 双葉郡内における合同庁舎の設置検討

¹業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

④ 民間活力の積極的な活用

第二次復興計画の各施策・事業をより効率的に推進していくためには、各施策・事業に関するノウハウを持った民間企業と連携していくことが不可欠です。その際には、PPP²・PFI³などの官民連携手法の活用も選択肢に入れて、各施策・事業を検討していくこととします。

- 官民連携手法を活用した「植物工場を核とした交流施設の設置」の検討
- 町独自の補助等の検討による積極的な企業誘致

⑤ 規制緩和の要望と制度の活用

第二次復興計画の各施策・事業の中には、推進にあたって既存の法規制に抵触してしまうものも存在しています。大熊町としては既存の法規制に抵触する可能性がある各施策・事業を推進していくために、必要に応じて規制緩和の要望や復興特区などの制度を活用していきます。

- 復興整備計画の策定による復興特区制度の活用（農地の転用）

⑥ 町民との協働による新しいまちづくり

「町民生活の支援」と「町土復興による帰町という選択肢の構築」を実現していくためには、ほかならぬ大熊町民の皆さまとの連携・協働が不可欠になります。第二次復興計画の各施策・事業の推進にあたって、町民や町内事業者の皆さまの知見・ノウハウを最大限活用していきます。

- 町内事業者の積極的な活用と連携
- 町民と一体となったおおちゃんくうちゃんをモチーフとした起き上がり小法師の製作
- 大熊町立中学校の学生による復興計画への提言の取り込み

² PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え化方。

³ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

(2)各主体への要望事項・連携して実施する事業

| | | |
|--------------|------------------|---|
| 国 | 町民生活支援に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難期間中の借上住宅制度と東京電力による家賃賠償の継続 2. 借上げ住宅の住み替え要件の緩和 3. 医療費一部負担金の免除期間の延長継続 4. 国や県と連携した保健・福祉専門職の採用強化 5. 高速道路無料措置の継続の要望 <p style="text-align: right;">など</p> |
| | 町土復興に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 未除染地区(山林・ため池等)の除染 2. 帰還困難区域における段階的な本格除染の実施 3. 常磐自動車道追加ICの検討 4. 大川原地区への高速バス停の設置 5. 除染・廃炉・ロボット・エネルギー等に関する企業・研究機関等の誘致 <p style="text-align: right;">など</p> |
| 県 | 町民生活支援に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 借上げ住宅の住み替え要件の緩和 2. 医療費一部負担金の免除期間の延長継続 3. 国や県と連携した保健・福祉専門職の採用強化 4. 居住地域における行政サービス等の情報の提供 5. 区域外就学等に関する特例の継続 <p style="text-align: right;">など</p> |
| | 町土復興に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 常磐自動車道追加ICの検討 2. 警察、消防機能の配置 3. 作業員・研究員等向けの病院・診療所の整備 4. 除染・廃炉・ロボット・エネルギー等に関する企業・研究機関等の誘致 5. 先端農業に関連する企業との提携促進 <p style="text-align: right;">など</p> |
| 避難先・双葉地方の自治体 | 町民生活支援に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 双葉地方の連携による医療・福祉施設(病院・医療モール・特別養護老人ホーム・ケアハウス等)の整備検討や介護職員の確保・教育訓練の開始 2. 医療機関及び医療機関への交通手段に関する情報提供 3. ふたば未来学園等と連携した町立学校への講師派遣・公開講座 4. 利用低迷地区や復興公営住宅への入居開始を見据えた生活支援バス等のあり方の再検討(ルート変更、増便、有料化、町民以外への開放、乗合タクシー化等)や、一般路線バスの運行の検討 5. 居住地域における行政サービス等の情報の提供 <p style="text-align: right;">など</p> |
| | 町土復興に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. インフラ(電気・上下水道・通信・モニタリング・一般廃棄物等)の整備 2. 警察・消防機能の配置 <p style="text-align: right;">など</p> |
| 民間企業等 | 町民生活支援に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間の不動産会社と連携した Web 等による住宅に係る情報提供 2. 福祉などの機能が付き、高齢者が自立かつ安心して生活できる住まいの提供 3. 社会福祉協議会やその他社会福祉法人、NPO 等と連携した高齢者サポート施設の運営 4. 利用低迷地区や復興公営住宅への入居開始を見据えた生活支援バス等のあり方の再検討(ルート変更、増便、有料化、町民以外への開放、乗合タクシー化等)や、一般路線バスの運行の検討 5. 大学や企業と連携した教育プログラムの開発 <p style="text-align: right;">など</p> |
| | 町土復興に関する主な要望事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. インフラ(電気・上下水道・通信・モニタリング・一般廃棄物等)の整備 2. 宿泊・飲食・医療・金融・交流・スポーツ・理美容・入浴等のサービス施設整備 3. 植物工場等による先端農業への参入 4. 老人福祉・介護施設の整備 5. アロマハーブ、花卉、バイオマス燃料等、非食用植物の栽培 <p style="text-align: right;">など</p> |

図表 13 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想 概要

○福島県「浜通り」地域の新たな産業基盤の構築を目指し、イノベーション・コースト構想研究会を開催

○研究会は、赤羽原子力災害現地対策本部本部長（経済産業副大臣）を座長とし、地元を含む産学官の有識者で構成。産業基盤のみならず、今後のまちづくりの在り方を広く検討（6月23日報告書とりまとめ）。

[1. 構想のコンセプト]

1. イノベーションによる産業基盤の構築

⇒浜通り地域で将来的な発展の可能性を持つ産業の一端を明示。

2. 帰還住民と新住民による広域のまちづくり

⇒帰還住民と新たに移り住む研究者等が一体となって地域活性化を図る必要性を明示。

3. 地域の再生モデル

⇒国内各地域に共通する高齢化・過疎化等の課題に対する再生のモデルを明示。

[2. 構想の主要プロジェクト]

1. 国際廃炉研究開発拠点（放射性物質分析・研究施設）

⇒廃炉研究の中核施設として、世界の研究者が集まり研究を実施。

2. ロボット開発・実証拠点

(1) モックアップ試験施設（屋内ロボット）

⇒廃炉作業等屋内を想定したロボットの試験施設（楡葉町に建設中）。

(2) 福島ロボットテストフィールド（屋外ロボット）

⇒災害対応ロボットの研究・実証施設、ロボット国際協議会も開催。

3. 国際産学連携拠点

⇒国内外の機関が結集し、廃炉、環境修復、農林水産等の教育・研究を実施。内外原子力技術者の研修も実施。

⇒原子力災害の教訓を世界に情報発信

4. 新たな産業集積

(1) スマート・エコパーク（被災地の廃棄物や希少金属をリサイクル）

(2) エネルギー関連産業の集積

(3) 農林水産プロジェクト（スマート農業、水産研究施設の強化等）

5. インフラ整備

(1) 交通インフラ（JR常磐線の全線開通、主要道の整備等）

(2) 産業・生活インフラ（生産・物流拠点の整備、中核病院の整備）

[3. 構想実現に向けた方策]

○構想の主要プロジェクト具体化に当たって解決が必要な3つの課題を明示

1. 戦略的工程と体制の構築

⇒「2・3年の短期」、「2020年までの中期」、「それ以降の長期」の工程表を策定

2. 広域的な視点でのまちづくり

⇒各拠点の配置と連携、拠点整備とインフラの活用等の必要性を明示

3. 中長期の取組体制の確立

※イノベーション・コースト構想研究会事務局：原子力災害現地対策本部

図表 14 「大熊・双葉ふるさと復興構想－根本イニシアティブ－」
(平成 26 年 8 月) (抜粋)

1. 復興の方向性

(除染、放射線量の見通し)

- ◆ 両町の復興事業を具体的に実施していくにあたっては、将来的な避難指示の解除まで一定の期間が見込まれることから、短期から中長期を見据え、時間軸を可能な限り明確にした、段階的な復興のプロセスを構想していくことが重要である。
- ◆ このため、平成 26 年 6 月に内閣府原子力被災者生活支援チームから公表された放射線量の見通しに関する参考試算を基本に、さらにデータの蓄積や町民の方々にも分かり易いマップの作成の検討等に引き続き取組み、これらの結果を段階的な復興プロセスを構想していくための一つの参考材料として効果的に活用する。
- ◆ また、両町との復興計画の検討や、町民の方々の帰還に向けたご意向等の検証作業をさらに深めつつ、町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことや、事業活動等の自由度を高める避難指示区域の見直しを行うこと等を地元とともに検討する。

2. 復興計画との連携

(大熊町の復興)

- ◆ 大熊町については、平成 26 年 3 月に「大熊町復興まちづくりビジョン」が策定されたところであり、町の復興・再生に向けた第一ステップとして掲げられている大川原復興拠点の整備の具体化が急務と考えられる。昨年度の除染の結果、大熊町復興拠点（大川原地区）の放射線量は大きく低減しており、早期の復興事業の着手も可能である。復興まちづくりビジョンでは、平成 29 年度までの基盤整備の完了が想定されているが、段階的な整備計画の採用等により、整備スケジュールの前倒しや行政機能、民間事業所等の先行的な立地も可能と考えられる。
- ◆ そのため、本年 5 月に町と都市再生機構（UR）が締結した協定に基づき、UR が有する知見や人的リソースを最大限活用しつつ、今年度から整備手法の具体化や基本設計業務に着手する。
- ◆ 復興まちづくりビジョンで示された第二の大熊町復興拠点（下野上地区）や大野駅周辺の復興については、前述した除染、放射線量の見通し等の進捗状況を踏まえながら、その実現可能性や段階的な整備のあり方について、さらに町との検討を深めていく。

6. 今後の検討課題・留意事項

本計画をまとめるにあたり、現時点では未だ不確定な要素の存在により、大熊町だけでは明確な結論を得られなかった事項が多く存在します。この状況を踏まえ、町にとって大きな環境変化を伴う外部要因、本計画を推進するにあたっての課題となる内部要因及び今後の検討課題・留意事項をまとめました。これらの検討課題・留意事項については、今後の環境変化も見据えながら、引き続き検討していくこととします。

(1) 大きな環境変化を伴う要因への注視(外部要因)

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からもうすぐ4年を迎える中、依然として多くの町民の皆さまの生活再建、及び町土復興の見通しが立たない状況が続いております。そのような状況の下、私たちは、次のような大きな環境変化を引き続き注視していく必要があります。

大きな環境変化を伴う外部要因(例)

- 帰還困難区域における除染の進展
- JR常磐線の全線開通
- 新たな区域見直し
- 中間貯蔵施設の受入れ判断
- 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の状況変化
- 賠償の終了
- 災害救助法の適用期間の終了
- 復興集中期間の終了及び支援組織（復興庁等）の閉鎖 等

(2) 第二次復興計画を推進するにあたっての体制・マンパワーの確保(内部要因)

大熊町第二次復興計画に掲げた施策の推進は、町だけではなく、国・県等との連携や役割分担の下で進めていきます。現状でも、国を挙げて浜通りの復興を推進することや、復興計画を踏まえつつ大熊町の復興を強力に押し進めていくことが示されています。

一方で、大熊町としても、掲げた施策を有効に展開し、目指す姿を実現するために、体制やマンパワーの確保・充実が必要となっています。第二次復興計画の推進にあたっては、次に示すような検討を引き続き進めていきます。

体制・マンパワー確保の課題(例)

- 会津若松・いわき・郡山に設置する「コミュニティ拠点」の円滑な運営に資する体制構築・人員確保
- 町民の居所選択動向やニーズを踏まえた「行政拠点配置・拡充」、及び「町の将来を担う職員」も含めた人材・担い手の確保
- 大熊町復興拠点（大川原地区）への行政機能設置に係る詳細検討（万が一の事態を想定した防災拠点機能等を含めた、具体的な機能構成や必要規模等の精査）
- 双葉郡内の他の自治体との連携内容等の精査、及び長期を見据えた広域行政方策検討・推進 等

(3) 今後の検討課題・留意事項

① 帰町を選択しない世帯・個人への支援策の検討

長期避難生活が続く中、現実的には大熊町土への当面の帰町を前提としないという選択をする世帯・個人も見られるようになっていきます。

今後、生活再建策等をより具体的に検討し、帰町を選択しない世帯・個人への支援方策を検討していく必要があります。

② 避難先自治体への住民異動も視野に入れた検討

町土を離れて各地に分散した避難生活の継続によって、医療・福祉等をはじめとする必需的な対人社会サービスの享受にも不都合が生じている状況です。町におけるサービス提供も、広域拡散的な状況下で、マンパワー等の限界も見られます。

今後は、必需的な対人社会サービスの享受のためにも、避難先自治体への住民票の異動をも選択肢に入れた検討を進めていく必要があります。

③ 自力での生活が困難な町民への支援重点化の検討

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から約4年が経過する中で、自ら住居や職を確保し、生活再建を進めつつある町民もいます。一方で、独居の高齢者、あるいは高齢者のみの世帯など、自力による生活が困難な町民も多数います。

避難生活の長期化が見通されるなか、このような自力での生活が困難な町民により重点をおいた支援を検討する必要があります。

④ 中間貯蔵施設によって土地・家屋を失う人向けの支援の検討

仮に、大熊町に中間貯蔵施設が設置された場合には、居住地（土地・家屋）を失うことになる町民が多数生じることとなります。

今後の中間貯蔵施設の受入れ判断等の状況を注視しつつ、従前の土地・家屋を失う人が生じる場合には、町内の代替地等を含めた支援を検討していく必要があります。また帰還困難区域内に居住地を有する町民のうち、将来的な帰還を目指す方に対しての支援策も検討します。

⑤ 双葉地方における広域連携のための合同拠点等の検討

大熊町だけでなく、双葉地方の町村もそれぞれ苦境に立たされています。双葉地方における被災者の避難生活の長期化が見通される中で、双葉地方としての共通課題や、一体として取り組んでいくべき事項も、今後生じるものと考えられます。

このような状況下、例えば双葉地方としてのさらなる連携を進めていくための拠点（合同庁舎や共同利用施設等）設置等も検討していく必要があります。